

令和6年12月3日（火）

5 目 目

（一般質問）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 隅内 和男	第2番 松本 信明
第3番 鶴見 典明	第4番 田崎 幸夫
第5番 上村 康幸	第6番 篠塚 啓一
第7番 志鳥 勝則	第8番 海老原友子
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 田村 稔	第12番 稲見 敏夫
第13番 小川 公威	第14番 稲川 洋

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 隅内 和男	第2番 松本 信明
第3番 鶴見 典明	第4番 田崎 幸夫
第5番 上村 康幸	第6番 篠塚 啓一
第7番 志鳥 勝則	第8番 海老原友子
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 田村 稔	第12番 稲見 敏夫
第13番 小川 公威	第14番 稲川 洋

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 大山 光夫 書記(主査) 山崎 圭美

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副町長	和田 裕二
教育長	氷室 清	総務課長	星野 和弘
企画課長	柴 光治	税務課長	信夫 一行
住民課長	高橋 文枝	地域生活課長	沢邊 孝
健康福祉課長	海老原昌幸	子ども家庭課長	浜野 知子
農政課長兼農業委員会事務局長	松本 勝彦	商工課長	保坂 武志
都市建設課長	神永 理	建築課長	星野 敏克
上下水道課長	猪瀬 保夫	会計管理者兼会計課長	日野 妙子
教育総務課長	佐藤 史久	生涯学習課長	深谷 昇
デジタル推進室長	田仲 進壽		

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 一般質問

追加日程第1 議案第103号 財産の取得について（上三川いきいきプラザ券売機）

午前10時00分 開議

○議長【稲川 洋君】 皆さん、御起立願います。

(全員起立)

○議長【稲川 洋君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【稲川 洋君】 御着席ください。

これから、本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員数は14人です。

日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【稲川 洋君】 日程第1、12月2日、昨日に引き続き一般質問を行います。

順序に従い、2番・松本信明君の発言を許します。2番、松本信明君。

(2番 松本信明君 登壇)

○2番【松本信明君】 皆さん、おはようございます。議長から発言の許可をいただきましたので、通告順序に従い一般質問を始めさせていただきます。

通告書に沿って、大きく三つお伺いしたいと思います。

まず一つ目は防犯についてです。昨今ニュース等で大きく取り上げられている犯罪について、私が活動する中で町民の皆様から、自らの命と財産を守るためにどのような行動を取ればいいのかと多くの声が寄せられましたので、一般質問をさせていただきます。

一つ目に、上三川町第7次総合計画にある防犯体制の充実について、現在の進捗状況は。

二つ目、現在町の空き巣被害、訪問詐欺被害の発生件数は何件か。

三つ目、防犯カメラ設置費補助事業の申請状況、使用状況は。

四つ目、今後更に凶悪化、巧妙化する犯罪に対し、どのような対策を行い、犯罪の起こりにくい環境づくりを進めるのか。

以上、答弁をよろしくお願いします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。町では、安心安全で住みよいまちづくりの実現に向け、学校や自治会等での防犯に関する講話のほか、防犯パトロールや啓発品の配布を警察などの関係機関と連携して実施し、防犯に対する意識の向上を図っております。

また、犯罪の起こりにくい環境づくりの実現に向け、夜間における通行の安全確保や犯罪防止に資する防犯灯を通学路から優先的に設置しているほか、特殊詐欺撃退機器購入費や街頭防犯カメラ設置費への補助事業、不審者情報に関して注意喚起をする看板の設置等を実施しております。

次に、2点目についてお答えいたします。令和6年1月から10月に発生した町内における空き巣被害は6件、訪問詐欺被害は0件となっております。

次に、3点目についてお答えいたします。本年度より補助が始まった街頭防犯カメラ設置費補助事業ですが、これまでに申請が1件あり、9万9,000円の補助金を交付している状況となっております。

次に、4点目についてお答えいたします。今後更に凶悪化、巧妙化する犯罪に対しましては、警察などの関係機関と連携しながら、町民自らが身を守る方法や防犯に対する意識向上を図る啓発活動を継続するほか、補助事業を活用した街頭防犯カメラ設置の促進、自治会等から要望に応じた各種注意喚起の看板や防犯灯の設置等を行い、犯罪の起こりにくい環境づくりを進めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 答弁ありがとうございました。防犯体制の充実についてということですが、各種注意喚起の看板を設置したりとか、防犯灯の計画的な設置、また関係機関との連携をしてですね、様々な活動を行っているということで理解のほうをしました。

上三川町の第7次総合計画後期基本計画の資料編133ページにある、各施策の満足度というのがあるんですね。中にこのようなページがあります。このように縦でグラフになっているところですね。このようなアンケートの結果のほうに記載しておりますが、ここに「犯罪に巻き込まれる心配のない防犯体制」という項目があります。これは評価点がマイナス0.01、これは順位がですね、44項目中37位です。そして次のページ、134ページにある各施策に対する重要度、これは44項目中4位という結果です。町民が思う重要度が4位に対して満足度は37位ということで非常に乖離が大きいですが、まずこのデータは現在、最新の情報に更新されたものがあるのでしょうか。お答え願います。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

こちらのデータにつきましては、第7次総合計画の策定時に実施されたアンケートのものとなりまして、これらが最新のものと認識しております。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 それでは、これが最新ということですので、先ほど言ったように非常に乖離が大きいというようなこの防犯の項目ですが、この乖離が大きいことに対してどのように捉えていますか。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 ただ今の御質問についてお答えさせていただきます。

先ほど町長の答弁にもございましたとおり、町といたしましては防犯に対する様々な施策に取り組んでいるところでございますが、残念ながら住民の満足度につながっていないのではないかと捉えているところでございます。ただですね、今後はですね、防犯体制の充実であったり、住民の満足度が上がるように、引き続き防犯に関する各種施策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。

乖離が大きくて町民の満足度につながっていないということですので、例えばですけど、このデータのほうを見るとですね、重要度が1位の災害発生時の消防や防災の体制、これは満足度が7位です。重要度が2位の安全でおいしい水を安定的に供給する上水道、これは満足度が2位、そして、重要度が3位の生活排水などが適切に処理される下水道、これは満足度が1位ということになっています。重要度が4位にもかかわらず満足度が37位というような防犯体制については、まずこの満足度を上げるための活動といったものはどういったものがあるのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

防犯体制の満足度を上げるための活動といたしましては、犯罪の起こりにくい環境をつくるということが重要であり、必要であるということを考えております。例えば防犯灯の設置であったり、特殊詐欺撃退機器購入費や街頭防犯カメラ設置費に対する補助等ですね、そういったことをそのため行っているところでございます。また、防犯に対する自己防衛ということで、例えば車から離れるときに車の中に貴重品を置かないとか、コンビニで買物をするときにエンジンをかけたまま車から離れないとか、今の季節ですと、例えば車のタイヤを付け替えるとき、付け替えた後のタイヤを目の見えるところに置いたりとか、目につくようなところに置かないとか、そういったところですね、そういった自己防衛の意識づけをすることも非常に重要であるのではないかと考えております。そのようなことから学校や自治会等で防犯等に関する講話を実施するほか、防犯パトロール、防犯に関する啓発品の配布等を通じまして、防犯に対する啓発活動のほうを継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。各種啓発活動を行っていく、又はですね、防犯灯の設置ですね、こういったところも進めていただけるということですので、ぜひ町民にも分かるような形で進めていただければなというふうに思っています。

このようにですね、町の施策に対する満足度といったところに乖離があるということを認識した上でですね、その活動といったところを工夫していく必要があるというふうに思っています。上下水道については一定の満足度に達する水準にあるということですし、防災体制についてもこれまでの大規模災害を受けて様々な施策を講じてきた結果、満足度7位まで評価をされているということです。有効な防犯対策を行い、犯罪に巻き込まれることのない体制の構築を行い、町民に安心していただける活動のほうをですね、ぜひお願いしていきたいなというふうに思っています。

次に、本町での空き巣被害のほうは6件、訪問被害のほうは0件ということでしたが、この犯罪が発生した際にですね、どれぐらいのタイムラグで情報をつかめるような体制になっているのでしょうか、教えていただきたいと思えます。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 実際にですね、犯罪が発生してから警察のほうからですね、全ての情報が提供されるということではなく、警察で町に情報提供が必要であると判断されたものについて、警察から、警察からの出向者を通じて町に情報提供がされているところでございます。そのようなことか

らも、実際に犯罪が起きてからどのくらいのタイムラグがあるかについては、確認をすることはできておりません。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 現在だと、犯罪が起きてからどれぐらいの時間がたっているかといったところが分からずに、警察のほうからの情報は追って来るといような形になっているということですね。そしたらですね、まず警察のほうから情報をいただいたときに、町としてはどのような対応を取るということになっているのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

警察から情報提供がされた場合ですね、ホームページやかみたんメール等で周知するなど、可能な限り情報の発信のほうを行っていきたくて考えております。最近で言いますとSNSでのバイト、闇バイトですね、そういったものや、住宅侵入窃盗、強盗への対策という内容でホームページに公開して、注意喚起をしているところでございます。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 町のほうでも情報をもった際には広報を通じてやっているというところ、SNSも活用してるということですね。こちらのほうですね、先ほどのところからすると、まず情報をもろうというところがちょっと弱いかなというふうに感じますので、犯罪が発生したらすぐに情報をつかんで情報を発信するということは可能なんでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

情報の発信につきましては、速やかに、当然町に提供されたものをですね、できるだけ早い段階で提供することによって被害を未然に防ぐということにもつながってくるかと思っておりますので、情報が得られたときには速やかな情報発信に努めていきたいと考えております。またですね、町からの情報ではなくて、犯罪等の情報は早く知るといのか、方法の一つといたしまして、栃木県の警察のほうでも「ルリちゃん安全メール」ということで、私も登録はしているんですが、警察署ごとに、例えば犯罪特殊詐欺情報であったり、その他の犯罪、また交通安全情報とかそういった情報が配信されまして、警察から直接配信されるようなメール等もございますので、そういったものも併せて周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。「ルリちゃん安全メール」、私も登録のほうをして情報のほうを見えています。警察の情報を見ると全般的なところも多いのかなというふうに思っておりますので、ぜひそういったところはですね、上三川の町の中で起きているという範囲で情報発信していただけると、非常に身近に感じる事ができるのかなというふうに思っておりますので、早く情報をつかんでリアルタイム

で情報を発信すると。そして、そのときに併せてですね、対策も発信のほうをできれば、町民の方は備えができて安心につながるというふうに思います。

また、訪問詐欺被害のところについては、被害になる前に未然に防ぐことができている、声をかけられただけで被害には遭っていないという方もたくさんいるというふうに思います。しかし、そのようなケースが増えれば増えるほど、被害に遭う方も増えていくというふうに思います。そのような声がけ被害も把握をできるような広く情報を寄せていただくような周知をして、寄せられた情報を共有することができれば更に強固な自衛組織につながり、事前に備えることで安心感が増すのではないのでしょうか。素早い情報の収集等、リアルタイムで情報を発信する仕組みづくり、こういったところをお願いしたいというふうに思います。

それでは、防犯カメラの設置補助事業の状況というところで1件の補助があったというところがございますが、私もですね、実は自治会のほうから相談を受けて、防犯カメラの設置に向けてちょっといろいろ調べてみました。この申請の手引ですね、こちらのほうが準備されているんですけども、この申請の手引を見てみるとですね、ちょっと非常に難解かなと、読み解くのが難しいかなというふうに感じたところをちょっとお話ししたいと思います。

例えばですけど、防犯カメラの性能というのがですね、2ページのところにあるんですね。この2ページのところの防犯カメラの性能を見てみると、この性能を満たす防犯カメラに補助をしますというような内容です。なので、この内容を理解していないと補助対象にはならなくなってしまう可能性が出てくるというのですが、このカメラの仕様書のほうを見てみると、録画速度が1秒間に7.5コマ以上撮影できることというふうにあります。防犯カメラの仕様書、一般的に発売されているような防犯カメラの仕様書というのを見てみるとですね、録画速度という項目があまり見られないんですね。どのように表記されているかという、フレームレートや画像フレーム、映像出力、その他のところと一緒に記載されているようなところもあります。

そしてですね、先ほど単位は「コマ」ということを言いましたが、ここに出てくるのはですね、FPS、数字があって何とかFPSというような表示になっています。この「FPS」と「コマ」、これは変換するとどうなるのということですね、ここでも非常に悩んでしまうところだと思います。これは実は単位が違うだけで、中身としては一緒です。1秒間に何枚の画像で構成されているかというのを表しているそうです。私もこれ、調べて初めて理解をしました。

ほかにもですね、記録画像サイズというのがあって、こちらのほう、仕様書のほうでは画素表記ということになっていますが、こちらですね、他のところを見るとピクセル表示が多かったりとか、そんなような形になっております。

このように防犯カメラの性能一つ取ってもですね、非常に理解するのに時間がかかるなといったところが印象です。まず、このカメラの表記については、どのようなお考えで表記をされているのかということ伺います。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

こちらの防犯カメラの補助制度につきましては、街頭防犯カメラの申請の手引にある表記ですね、こ

ちらを基に行っておりますが、町が推奨する防犯カメラの撮影機能及び録画機能ですね、既に取り組んでいた市町を参考にして、改めて町のほうで文章にして記載したところでございます。ちょっと分かりづらいということで、防犯カメラの仕様書等と表記が違う部分があるということで、その点がちょっと分かりづらいということであるかと思いますが、その辺につきましては今後ですね、機能表記、分かりづらい部分についてはどのような表記がいいかも含めて、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ちょっとカメラの性能だけ見てもそのような形で、他の市町のほうを参考にしたということですので、ぜひ分かりやすいような表記のほうをしていただければというふうに思います。

またですね、設置のほうについては、自治会での設置のほうとなると、家庭用同様にぽんとつけて終わりというわけにはいかないというふうに思います。公共性のある道路を撮影するためにはどこに設置するべきか、電源はどうするかなど、かなり専門性が高くなってくるんですけども、設置に対してどのようにすべきかというところを何か町民の方に対応されたようなケースというのがありますか。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

町で直接設置に対して何か対応したかといいますと、直接対応しているということではございませんが、実際今年度あったケースといたしましては、申請者と取引のありました事業者がですね、防犯カメラの性能等に精通していた事業者であったためですね、町の補助事業を活用して防犯カメラを設置したと、そのように聞いております。設置する際にはですね、そういった設置カメラの性能とか、そういったところを決める際にはですね、申請の手引を基に設置事業者等と相談していただければと考えております。

ただですね、設置する場所とかですね、そういったものにつきましては、設置場所、撮影範囲など補助要件にもなっておりますので、効果的な設置のため警察等と協議が必要になりますので、その際はうちの地域生活課にも警察のほうより職員のほうが出向しておりますので、その職員と相談しながら進めていければと考えております。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 今設置できる専門の業者の方とお話をされたというような話ですので、このように非常に専門性の高い分野ですから業者さんも入ったということですが、ぜひですね、町内で対応いただける業者さん、これを例えば一覧表にして教えていただければというような対応はできないでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

町からですね、特定の事業者等、お伝えするということはちょっと難しいかなというのはちょっと考えているんですが、町の商工会であれば、以前ですね、工事の種類によっては会員の業者をまとめたような一覧表を作成したことがあると聞いております。設置を希望される方が直接商工会にお問い合わせ

いただくことによって、施工可能な町内の業者等ですね、教えていただけることが可能ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。商工会のほうでそういったことが可能ではないかということですので、ぜひ仲介というかですね、そういった形もお願いのほうをできればというふうに思っています。

防犯カメラといったところはですね、非常に一般的になってきていて、一般家庭でも設置している家が増えてきていますけども、カメラの性能、記録媒体、通信状況や管理体制など、こういったところが自治会となるとレベルが違う対応をしなければいけないということが難易度を上げている要因の一つだというふうに思いますので、せっかくの補助事業ですから、町民が利用しやすい体制を整えていただければというふうに思っております。

現在報道にあるように、犯罪の凶悪化、巧妙化が進み、いつ何どき被害があってもおかしくないという状況ですので、警察や自治会などと連携を図り防犯体制を整えるとともに、町民自ら犯罪に巻き込まれないように自己防衛に努めることも必要不可欠であります。一刻一刻と変わりいく犯罪形態に対し柔軟に対応できる防衛組織を目指し、迅速な情報収集と発信をお願いしたいというふうに思っております。

続いて、二つ目の質問に移ります。

二つ目は、町政70周年記念事業について二つ伺います。

一つ目に、令和7年度に町政70周年を迎えるに当たり、どのようなことを企画して、事業予算についてはどう考えているのか。

二つ目に、町全体で盛り上げていく必要があると考えるが、どのような方向で参画を促すのか。

以上2点、答弁をお願いします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。本町は旧上三川町、本郷村、明治村が合併し、現在の上三川町として誕生してから令和7年4月29日で70周年を迎えます。

この節目を迎えるに当たり、これまでの町の歩みを振り返り、先人たちの功績に感謝するとともに、令和7年度は本町が未来に向けて更なる飛躍につながる契機にすべきものと考えております。

70周年を祝う記念事業といたしましては、11月14日の議員全員協議会において報告させていただいた「町政70周年記念事業実施計画書」を基に、二つの基本方針である「上三川の持つ魅力の発見・発掘・認識」及び「『知る』×『繋がる』×『関わる』」をテーマとした記念式典、記念イベント、広告宣伝事業の各事業を展開してまいります。

なお、これらの事業予算については、令和7年度当初予算での計上を予定しております。

次に、2点目についてお答えいたします。町全体で町政70周年の機運を高めるため、町民、地域コミュニティ、各種団体、事業者等の様々な主体が連携、協働した記念事業を実施いたします。

具体的には、町が主催する各種事業について連携・協働での実施をお願いするほか、協賛イベントと

して、町民グループ、団体及び企業などが実施するイベントなどで、申請をいただいたものについて、70周年記念事業のロゴを御使用いただき、町からは当該イベントの実施情報を発信するといった広報活動の一定の支援を実施することなどを予定しております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。今答弁にもありましたように、先日ですね、議員全員協議会で実施計画のほうが出まして、答弁にもありました二つの基本方針、これに沿って様々な事業が計画されているということで理解のほうをしました。予算のほうについてはですね、今後、詳細のほうが決まってきて計上されるということですので、精査した上で適正な予算配分のほうをよろしく願いしたいというふうに思います。

それでは、複数ある企画に対して担当課各課に割り振られているように思いますが、なぜこのような形態を選択したのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

この町制70周年記念事業につきましては、多くの町民の皆様にはですね、参加いただきたいというふうに考えてございます。町といたしましても全職員が何らかの形で携わっていくよう、また職員全体で盛り上げていけるよう、全部の課に割り振りを行ったということでございます。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 職員全体で盛り上げていくためということですね。今の答弁でもございましたが、町民も様々な方が携わってくるというふうに思っております。その場合にですね、この企画は何課、この企画は何課というような形になってしまいますと、携わってくる方がですね、非常に混乱するのではないかということちょっと懸念しております。そのためですね、実行委員会などの事業全体を把握して事業の窓口になるような組織をつくるというような、そのような考えはありますか。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

まず、実行委員会ということとなりますと、補助金を交付してですね、委員会のほうで様々な事業に取り組んでいくと、こういったこととなろうと思っております。事業費につきましては、先ほど町長の答弁でもございましたように、令和7年度の当初予算で計上していくことと既になってございますので、実行委員会を設置するといったような考えは、今のところございません。

ただ、各事業、これについては各課に割り当ててはいますが、総務課が70周年事業全体の窓口となって実施してまいりますので御理解をいただきたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。総務課が窓口になっていただけるとのことですので、ぜひですね、混乱を招くことがないように対応のほうをお願いしたいというふうに思います。

それでは、町政の記念日というと4月の29日になるかと思いますが、そこでは何か企画されているものはあるのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 学校関係でございますが、4月29日というのが町の誕生日ということで、直前の登校日であります4月28日の給食におきまして、デザートにケーキを提供する予定でございます。あわせて、4月29日が町政記念日というお知らせを作成しまして、児童生徒や保護者のほうには配布していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。4月29日の前日ですかね、前日に給食でケーキが出るということですので、子供たちにとってはすごく楽しみな70周年のお祝いというふうになるんじゃないかなというふうに思いますんで、非常にいい企画なんじゃないかなというふうに思っています。ありがとうございます。

私もですね、町民参加型で楽しめるイベントというのはですね、非常にすばらしいなというふうに思っているところでございます。企画をされている中で、折り紙で作る巨大絵文字でギネス記録に挑戦するということがありますので、これ、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 税務課長。

○税務課長【信夫一行君】 ただ今の御質問にお答えいたします。事業の詳細ということでございますので、事業担当課の私のほうからお答えをさせていただきます。

挑戦するギネスの記録は、イチョウの折り紙で作る最大の展示を計画しております。イチョウの葉をモチーフとして折った折り紙をパネルのほうに貼りまして、「ORIGAMIのまち かみのかわ」をPRできる展示物を作るといった内容でございます。この展示物の作成に当たりましては、町内の小中学校の児童生徒をはじめとしまして、各種団体などに御協力いただきまして、町全体で町政70周年を盛り上げていきたいと考えているところです。また、事業の実施時期につきましては、来年の10月を予定しております。

ただですね、こちらの計画につきましては現時点のものとなりますので、今後ですね、変更となることもありますことを御理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。小学生とか、その他様々な各種団体の方も参加をしてやるというふうな事業になるんですね。ぜひですね、町全体で盛り上げられるようにですね、PRのほうも積極的をお願いをしたいなというふうに思います。

それでは、全体のスケジュールを見ると、通年で70周年啓発事業を行うというふうになっていますが、それは既存のイベントの中でも啓発事業を行っていくということでもよろしいでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

様々な既存のイベント、事業等でも周知を図ってまいりたいというふうに考えてございます。例えば、しらさぎマラソン大会、あるいは高齢者・障がい者スポーツ大会、こういったものについてですね、町政70周年ということで頭にですね、町政70周年記念高齢者・障がい者スポーツ大会とか、そういったことで冠をつけ、あるいはパンフレット、こういったところにロゴマークをつけたりしてですね、多くの町民の皆様に周知を図ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 既存のイベントの中で冠をつけてやったり、パンフレットにも記載をして周知をしていくということになるんですね。

それでは、他の啓発事業といったところは何か計画されているのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

ホームページや広報、こういったものでの掲載のほかにはですね、役場の庁舎東側、こちらのほうに町政70周年ということで大きな懸垂幕、こういったものを作ってそこに設置、あるいは役場の西側交差点等、ここだけじゃなくいろんなところにですね、何か所かに横断幕、こういったものを設置して周知を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 そうですね、庁舎の西側だと通りに面していますので、そういったところに横断幕をつけたりするといろんな方の目に留まるのかなというふうに思いますんで、ぜひそういった形でPRのほうをお願いできればというふうに思います。

それでは、先ほど学校の給食の取組みがありました、その他、学校での取組みがあれば教えていただきたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 学校関係ではですね、昨年度より70周年に向けて事業を開始してございます。各中学校から昨年度の1年生の生徒を選出いただきまして、上三川町と自分たちの関わりを学びながら町への理解を深め、未来のまちづくりを考える機会といたしまして、去年選出していただいた1年生が3年生となった来年の記念式典の日に、町の現状と未来を見据えたプレゼンテーションをしていただく予定となっております。今年度実施された中学生が参加いたしました「町長と語る会」もその一環でございます。

その他ですね、学校にはですね、各種通知の配布、児童生徒にはイベントの参加など、協力をお願いする予定でございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。上三川の町で育つ未来ある子供たちですから、上三川の町を知ってもらい、理解を深めてもらう機会といったところでは、先ほど言ったプレゼンテーション

ですか、そういったところをやったり、町長と語る会もあるんですかね、そういったところもですね、ぜひ思い出に残るようなイベントにしていいただければというふうに思いますんで、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

二つ目の質問の中で、参画という言葉を使わせていただきました。これはですね、70周年記念事業を行うに当たり、計画段階から参加をしていくことで当事者意識を高揚させることが町民全体の盛り上がりにつながるというふうに考えております。企画の計画立案からとなると非常にハードルが高くなってしまいますので、イベント当日までに何か自分たちで手を加えて完成するような、例えばですけど、上三川の町の思い出や未来の願ひ、こういったものを短冊とかに書いて、それを一堂に貼りつけたりとか、企画にあった先ほど大きな折り紙がありましたけど、そういったものに貼りつけたりとかして作品を完成させる、そういったようなイベントが企画されると非常に楽しみが増えるのかなというふうに思っております。この町政70周年記念事業は、町内外に上三川町をアピールするチャンスでもありますので、ぜひ成功をさせて、「知る」、「つながる」、「関わる」、上三川町の魅力を発信できるようにお願ひをしたいというふうに思います。

それでは、三つ目の質問に移ります。

三つ目は、SNS広報についてであります。

一つ目、SNS公式アカウントの運用基準、方法は。

二つ目に、SNS公式アカウントを広報活動に利用した際の効果は。

三つ目に、今後どのような運用を行っていくのか。

以上、答弁をお願いします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

まず、町のSNSにつきましては、X(旧Twitter)、フェイスブック、LINE、インスタグラム、ユーチューブの計5種類について、公式アカウントを保有・運用しております。

SNSの運用基準及び方法につきましては、それぞれのSNSの発信方法を庁内各課に周知することにより、広報担当職員だけでなく、イベント等を担当する各課の職員においても発信できる形となっております。

併せて、情報発信システム「かみたんメール」との連携により、X及びフェイスブックへ自動発信することで、職員の事務負担を軽減し、活発なSNSの発信につなげる取組みも行っております。

次に、2点目についてお答えいたします。SNSを広報活動に利用した際の効果につきましては、かみたんメールが主に町民向けの情報発信手段であるのに対し、SNSはより広く、町外・県外・日本国外も対象とした情報発信手段でございますので、イベント情報を発信した場合、町外来場者の増加など、町外からの新たな需要を取り込むことができるといった効果が期待できます。

また、イベント会場で撮影した写真などをリアルタイムで発信し、臨場感を伝えることで、より閲覧者の興味を引くことができるものと考えております。

次に、3点目についてお答えいたします。SNSは、SNSごとにそれぞれ異なる特徴を持っており

ます。例えば、年齢層や利用目的など「利用者層の違い」、情報の拡散、いわゆるバズりやすいか否かなど「情報拡散力の違い」、画像や動画作成に必要な時間や費用など「コスト面の違い」などでございます。

今後のSNSの運用に当たりましては、これらのSNSごとの特徴を的確に把握し、発信する情報の内容に合わせてターゲットとしたい利用者層により情報が届きやすいSNSを選択するなど、効果的なSNS運用となるよう引き続き取り組んでまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。基準、運用のほうについては、様々な職員の方が運用できるようになっているということですね。

それではですね、例えばですけど、あるお知らせを発信したいという場合に、誰がどのSNSで発信するのかどのように決まるのか、教えていただきたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 お知らせ等の情報を発信する際にはですね、発信する担当課におきまして発信する内容に誤りがないか、確認及び内部決裁を取るようになっておりますので、その際、どのSNSで発信するのかについても決めている状況でございます。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。決裁をしてというところですね。

私もですね、LINE、あと、X、フェイスブック、インスタグラム、ユーチューブといったところは見ております。SNSには入らないんですけど、近い活用をされているかみたんメールのほうもですね、しっかり登録をさせてもらっています。現在投稿している内容を見ると、ほぼお知らせに特化した内容だというふうに思いますけど、この内容からすると、ユーチューブ以外での発信は可能だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 Xの文字制限の対応であったり、インスタグラムの添付画像の作成など、発信に当たりましては一部職員の作業を要するものもございますが、基本的にユーチューブを除いた全てのSNSでの発信は可能じゃないかというふうには考えております。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。そうですね、先ほど言った文字数の制限とかはありますけど、見ている限りそこに引っかかるようなものはないのかなというふうに思っております。現在の投稿状況を見ると、発信するSNSにばらつきがあるというふうに思っています。例えば、私が11月の12日の14時に調べたところ、LINEは県知事選挙のお知らせ、これは11月の7日発信。Xは郡市町駅伝選手募集のお知らせ、これは11月の11日発信、フェイスブックは県知事選挙に関するお知らせ、これは11月の4日発信、インスタグラムは県知事選挙に関するお知らせ、これは11月の7日発信、かみたんメールが郡市町駅伝選手募集のお知らせ、これが11月の11日発信というような状況です。

まず、最初に確認したいと思うんですけど、これだけのSNSとメールを公式アカウントとして運用している理由はなぜでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 SNSの利用者層につきましては、例えば10代、20代の若者世代に人気のSNSであったり、30代から50代の子育て世代、あるいはビジネス目的で利用されているSNSなど、SNSごとに利用者層が異なっておりますので、情報を届けたいターゲットとしている利用者を含めましたより多くの利用者に情報を届けるため、複数のSNSを運用しているところでございます。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 そうですね、現在情報を受け取る側のツールのほうが増えて選択肢が広がっている。そのニーズに合わせて情報発信するツールとして様々なSNS、メールを運用しているというふうに思っています。その場合に、かみたんメールのみ登録をしている人やLINEのみ登録をしている人がいるというふうに思いますが、公式アカウントからの情報発信が、例えばかみたんメールは来るけどLINEは来ないというような状況は好ましくないというふうに思います。これだけの公式アカウントを管理することは非常に大変だというふうに思いますが、もし全てのSNS、メールで同じ情報を発信しようとする、運営上、何か問題は発生するのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 全てのSNS、メールで同じ情報を発信するというところでございますが、現在一番近いものとしたしまして先ほど町長の答弁にもございましたが、かみたんメールを発信する際にX、フェイスブックを同時に発信するという自動連携機能というものがございます。LINEとインスタグラムについてはこの連携には入っておりませんので、この二つのツールにつきましては個別にSNSを発信する必要が生じてまいります。また、インスタグラムにつきましては画像の投稿も必須となっておりますので、文字だけでの投稿はできない状況となっております。これらの点につきましては、かみたんメールとSNSの連携の拡張であったり、画像については、例えばなんですけれどもイベント情報などと表示された共通で使えるような画像を用意することによって、今後職員がよりSNSを発信しやすくするためにはどういったことができるのか、ちょっと考えさせていただきます。

それを踏まえまして、先月開催しました広報委員会におきまして、企画課のほうでSNS投稿の手順をマニュアルというか、その辺を整理するというので、各課において全てのSNSで発信に協力してほしいという旨の話はさせていただきました。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。多少職員の方の今現状だと手間がかかるということですので、そういったところは連携とかを図ってですね、コスト削減も含めてやっていただければというふうに思っています。

情報受信者の方は、自分が使っている一番使いやすいSNSで登録のほうをしていると思います。発信する情報にばらつきがあると混乱を招くというだけでなく、信頼性の低下やコミュニケーションの非効率化につながるというふうに思っています。誰もが同じ情報を受け取れるように、発信する情報の統

一をお願いしたいというふうに思います。

SNSの広報利用は様々な層の人に素早く必要なときに情報を発信することができ、日頃から使い慣れたツールで情報を共有することができるメリットがあると思います。どれだけ情報共有が図れるか目安になるものとして各SNS、メールの登録者数がありますが、現在SNS公式アカウント、かみたんメールの登録者数は何人になってますか。

○議長【稲川 洋君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 登録者数でございますが、11月現在の数値で報告させていただきます。かみたんメール6,098人、LINEが991人、フェイスブックが559人、Xが810人、インスタグラムが1,038人、ユーチューブが176人となっております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 かみたんメールがやっぱり一番多いんですかね。あとは第7次総合計画の中にも目標が出ていましたが、それも数字としてはクリアしているような数字となっているのかなというふうに思っています。

それで、今おっしゃった登録者数の変動といったところはどのような形で推移しているのかお答え願います。

○議長【稲川 洋君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 2年前と比較させていただきますと、かみたんメールが80人の減、ユーチューブが80人の増、Xが250人の増、LINEが300人の増、インスタグラムが400人の増となっております、それぞれ差はありますが、SNSの登録者数が伸びている状況となっております。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 各SNSで増えているということですので、現在登録者数を具体的に増やしていくような活動というのはどのようなものがあるのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 広報、ホームページなどでそういったものをやっているということを周知していくということが大事だと思っております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 そうですね、様々ところで周知活動というのは大切だというふうに思います。

それではですね、各SNSのアカウントにおいて、登録者や閲覧者の反応といったところは確認されているのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 Xやフェイスブックの「いいね」につきましては数件ある、松本議員にも「いいね」していただいているのも確認しました。一方で、インスタグラムについては反応が一番多くてですね、数十件のこともあるし、時には100件を超えるような状況も確認しているところではございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 見ていただいてありがとうございます。私も一生懸命「いいね」を押しているところがございます。反応を確認するといったところでは幾つかありますが、フェイスブックなら「いいね」を押してもらったりとかですね、コメントをもらったとか、あとは、重要なところはシェアしてもらえたといったところもあるかと思います。広報の有効性を確認する意味でも、このところもですね、日々チェックのほうをされていくといいのかなというふうに思っています。

また、投稿された記事を更に広げていくために、先ほども言いましたシェアのほかに、ハッシュタグやりポストというような機能もあるんですが、この機能は御存じでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 ハッシュタグやりポストということでございますが、把握はしております。ハッシュタグによる第三者からの検索やりポストによる登録者以外への拡散など、SNSの利点である情報の拡散につながる機能であるということでは認識しております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ちょっと言葉がやっぱり難しいんですけど、SNSには先ほど言ったように検索しやすくしたり拡散する機能というのがあって、その機能を利用することで多くの人が目にする機会を増やすことができます。このような機能を有効に利用して、上三川町のインフルエンサーが増えるような取組みもぜひお願いしたいというふうに思います。

私も町民の方と意見交換をする中ではですね、「しっかり上三川町の情報を取って、ぜひ発信をしてください」というようなお願いのほうをしておりますので、今後もですね、継続のほうをしていきたいというふうに思います。

それでは、今後の運用について、特にユーチューブの運用についてですが、現在最新の投稿は11月の27日のドローンの空撮になっていますかね。そしてですね、その前の投稿となると、2023年の9月、吉澤章氏の紹介動画ということになっていてですね、この間がちょっと時間が空いているような状況ですけども、今後の運用についてどのように考えておるのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 ユーチューブにつきましては、動画を作成するという点で手間やコストがかかることから、現状で一時アップをしていないのが現状であるということでは認識しております。今後につきましては、手間やコストがかからない動画投稿、例えば先ほど松本議員から70周年ということで、11月下旬には動画のほうを3本ほどアップさせていただきました。また、各イベントでの広報紙用に撮影した写真、そちらのスライドショーをして流すなど、他のSNSと併せまして継続的に発信できるような取組みをしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。このユーチューブの投稿は、一般的に言うと携帯の中

でぱっとできるような今状況になっていますけども、公式というんですね、多少チェックしたりとかという機能が必要ですから、職員の方に対して少し教育はしていかなきゃいけないんだろうなというふうに思いますけども、今やろうと思えば簡単にできる状況ですから、ぜひ有効に使っていただきたいというふうに思います。

ユーチューブの国内利用者数というところでは、7,120万人以上というふうに発表されています。世界では24億人以上、外国人の観光客の情報源としても、現在SNSが当たり前のよう利用をされています。多くの方が日常的にSNSから情報を得る。その得た情報から行動変容につながる時代です。SNSは私たちのコミュニケーションスタイルを大きく変え、情報の共有や人とのつながりをより身近なものにしています。SNSを最大限利用し、リアルタイムに多くの情報を提供することで、今後もSNSの重要性は更に高まるというふうに考えております。

現在、既に新しいSNSが話題となっております。スレズ、ブルースカイ、ビーリアル、ノープレースなど、何かこの中で聞いたことあるものはありますでしょうか。このようにですね、今後も新しいツールというのが台頭してくるような分野だというふうに思っています。上三川町の情報発信、魅力発信のツールとして有効に活用いただくようお願いをしたいというふうに思います。

それでは、以上で全ての質問を終了いたします。

今後も町民の皆様の声に耳を傾け町政に届けていくことをお約束申し上げまして、私からの一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長【稲川 洋君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時11分 再開

○議長【稲川 洋君】 それでは、休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川 洋君】 2番・松本信明君の質問が終わりましたので、順序に従い、8番・海老原友子君の発言を許します。8番、海老原友子君。

(8番 海老原友子君 登壇)

○8番【海老原友子君】 若い松本議員の後ですけれども、老体にむちを打って頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

私のほうからはですね、3点の質問をさせていただきます。まず1点目が高齢者対策、2点目が選挙対策、3番目が健康対策でございます。

まず1点目の高齢者対策について、3点ほど質問をさせていただきます。

まず第1点目、高齢者対策の創年倶楽部を中学校区に一つずつつくる考えはあるか。

2、高齢者が参加している事業の中には町と町社会福祉協議会が所管している同じような事業があるが、これを整理する考えは。

3、ボランティアや担当者が少ないと聞くが、どのように考えているか。

私がですね、この質問をするに当たりましてですね、どうしてこの質問をするかという、やはりこの事業を手伝ってくださっているボランティアの方から、本当にこういう状態なんですという話でありましたので、それを町としてどのように考えているかを伺いたいと思って質問しました。明確な答弁をお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

創年倶楽部は、住民主体による定期的な運動や趣味活動などを行う介護予防のための通いの場として、介護保険サービスの一つとして位置づけられております。町においては、平成28年度に最初の創年倶楽部が開始され、現在、2カ所において介護予防に取り組んでおります。創年倶楽部の活動を通して、身近な地域で定期的に通うことが介護予防につながることを考えられますので、通いの場がない地域や介護予防の取組みを希望する地域などに創年倶楽部を創設することができるよう、今後とも自治会やシニアクラブなどに働きかけを行ってまいります。

次に、2点目についてお答えいたします。

高齢者が参加している事業として、町においては創年倶楽部、町社会福祉協議会においてはふれあいいきいきサロン・ミニサロンなどがございます。これらの事業はどれも高齢者等の居場所として役割を担っておりますが、町で行っている創年倶楽部につきましては介護サービスに位置づけられるものであり、主に要支援認定を受けた方など、介護予防を必要とする方を対象として実施しております。

一方、町社会福祉協議会の事業であるふれあいいきいきサロン・ミニサロン事業につきましては、年齢にかかわらず、誰もが自由に集い活動できる地域の居場所として運営されているものでございます。

それぞれ対象者や目的に違いがございますので、居場所を利用する方が自分の目的に合った場所で活動できるように、町社会福祉協議会と連携し、取組みを進めてまいります。

次に、3点目についてお答えいたします。

ボランティアの育成につきましては、毎年、町と町社会福祉協議会が共催し、ボランティア養成講座を開催しております。ボランティア登録者数は現在143人おり、訪問活動などを行っておりますが、居場所の運営補助を行う要員については、まだまだ不足していると考えております。

また、創年倶楽部においては、運営主体となる自治会やシニアクラブの高齢化によるリーダー不足も課題となっております。

今後とも町社会福祉協議会と連携し、ボランティア養成講座を継続して開催するなど、ボランティアの養成に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 この創年倶楽部はですね、実は私が初当選したときに、一番最初の頃に質問した感じなので、約8年、9年目になるんですかね。そうしたときにですね、ずっと、2カ所のままずっとその8年の時が流れたという形になると思うんですけれども、国の施策で介護保険の要支援1、2が介護保険から離れて、そして自治体のほうに任せるという形で、その流れで創年倶楽部がで

きたということを当時聞きましたが、この創年倶楽部ができた経緯ですね、をちょっと、そして2カ所
ができたというその経緯ですね、その辺をお知らせください。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

創年倶楽部につきましては、先ほど議員のお話のとおり国の施策によりまして、介護予防の通所Bと
いう介護予防サービスの通所型サービスで、住民主体による通所型サービスBという形で居場所づくり
を兼ねた介護予防として事業がつけられたものでございまして、対象者につきましては要支援の1、2
の方、また、チェックリストというのがございまして、そちらに該当になった方、こちらが事業対象者
となりまして、介護保険サービスなので65歳以上という方々になるわけなんですけど、立ち上げに当た
りましては、こういった創年倶楽部、住民主体という形、その地域の方々になるもんですから、その母
体となるのはやはりシニアクラブや自治会という形になりますので、そういった方々に周知をして、こ
ういった事業がございましてという形で周知をして、現在、東蓼沼西と上町、こちらの2カ所が現在創年
倶楽部として実施されているところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 介護保険Bの住民主体の居場所づくり、先ほど町社会福祉協議会のほうのも
ですね、そこもやっぱり居場所づくりということで、この創年倶楽部は何をやらなきゃいけないとか
という縛りはあるんですか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

基本的には介護予防でございますので、介護予防を兼ねた健康づくりのそういった教室というかプロ
グラム、そういったものを入れていただくとかが含まれている形となりまして、基本的には、あとは
週1回の活動ということが大体、創年倶楽部の事業のほうにおいては求めているところでございます。
実際、なかなか立ち上げに向けて進まないというのは、そういったハードルが高いと、週1回だとちょ
っと難しいという形になるので、その辺は町のほうと相談していただいて、徐々にそういった立ち上げ
に向けて月に1回とか、あるいは週2回とか、そういった段階を経て創年倶楽部の立ち上げに向けて町
のほうとしてはですね、バックアップしていきたいと、そのような考えではおりますので、よろしくお
願いいたします。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 このボランティアをなさってくださっている方がですね、町から年に何回か
運動指導員さんが来ていただける、それから相談さんが来てくださるといのはあるんですけども、
そのほかは何もそういうプロではないと言うのはおかしいですけど、ボランティアなので体操の指導が
できないとか、そういう御意見があるんです。だから、そういうところをプログラムというか、そうい
うのを町でちょっと作ってあげるとか、「こんなことはどうですか」というのを町のほうで少しアドバ
イスしてあげるって、そういう感じのことはできますか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

実際、創年倶楽部も2カ所されているところで、大体そのプログラムについてはマンネリ化してしまうというのものもあるかもしれませんので、どういったプログラムがいいのかというのも町のほうにお問い合せいただければ、町のほうでも、基本は住民主体でこういった活動が望ましいとか、こういうことをやりたいとか、そういったものを自ら考えていただくというのがあれなんですけれども、町のほうでもそういったプログラムについてはアドバイスしていきたいとは考えてございます。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 ちょっと相談を受けたときにですね、ボランティアで創年倶楽部をやったださっている方が、この空いているところをどう埋めようかというふうな年間プログラムをやっぱり考えているみたいなんです。そのときに、「私、ラジオ体操普及員の指導を取ったから私のことも呼んでくれる？」とかというふうな話をしたことがあります、その方たちの連携で外部のボランティアの方を入れるというのは可能なんですか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 基本的に住民主体という形での倶楽部でございますので、その運営の中で決めていただいてよろしいかと思えます。また、例えば運営のサポートのボランティアさんがやはり少ないとか、そういった形であれば、町のほうでもそういった居場所のサポートのボランティアさん、あるいは訪問のサポートのボランティアさん、そういった方々を育成するボランティア養成講座、こちらも町や町社会福祉協議会と連携しまして講座を年に開いてございますので、そういった方々を例えば要請していただいて、協力していただくという方法もあるかと思えます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 そのボランティア養成講座、私も受けて、その後、スキルアップ講座というのが来ますね。そのスキルアップ講座を経て、ボランティアの団体に入って活動するということまでなかなかつながらないという話なんですけど、その辺は課長はどう考えていますか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今の質問についてお答えいたします。

ボランティア講座を受けた方、そういった方々はボランティアセンターのほうに登録していただくという形にはなるんですけれども、実際、ボランティアをされる方、その方が居場所のサポートができますよとか、あるいは、私は例えば訪問で傾聴であったり、ごみ出しであったり、買物支援であったりとか、そういったサービスならできるよとか、そういった方々いろいろいらっしゃるかと思えます。また、創年倶楽部、そちらのほうも、受け手のほうも、そういった外部のボランティアさんを受け入れてくれる、そういった体制が取れるのであれば、双方がマッチングしてそのサポートに回ることもできるかと思えます。そのように考えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 では、根本的なことなんですけれども、先ほど立ち上げに当たりまして協力はします。母体がシニアクラブ、自治体。8年がたちました。ずっと声かけをしています。2カ所から増えない原因と、今後どのように取り組んでいきますか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

先ほど答弁させていただいたとおりですね、やはり創年倶楽部というのがやっぱりハードルが高いところ、意識が大きいのかなというふうには私自身は感じてございます。

また、平成28年からこれまでまだ2カ所ということで、町長の答弁でもございましたけれども、町のほうでは中学校に一つという意識ではなく、高齢者の方々が歩いていけるようなところ、そういったところに居場所として創年倶楽部が立ち上がればいい、そのような形で考えてはいるんですけれども。

以上です。すみません。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 そうですね、歩いて行けるところって本当にそうだと思っているんですけれども、やはりその方たちのお話を聞くと、「寒くなったから、もう歩いて行けねえから行かねえ」みたいな、そういうことが出てくる。そうすると、じゃあ、その人たちをどうやって連れ出すとか、そういうこともこれから考えていかななくてはいけないし、これは一応介護保険を使った通所型Bのサービスなので、その2カ所だけではなくて、やっぱり介護保険を使っているということなので、中学校区って私はたまたま言いましたけど、やっぱり本郷地区にあつて、上三川地区にあつて、簡単に言ったら明治地区は歩いて行けるようなところがないのかといたらまたそういうことでもないと思うので、やはりその辺は意識して、1カ所増やすってなったら、明治地区に1カ所持っていくというふうなのが普通ではないかというか、そこに持っていくのを考えたほうがいいんじゃないかなというふうには私は考えますが、担当課長はいかが考えますか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

繰り返しの答弁になってしまいますけれども、確かに今現在、上三川地区、本郷地区にそれぞれ1カ所という形にはなっておりますが、確かに明治地区にもとは思いますが、それでもやはり全地域満遍なく定期的に歩けるようなところ、そういったことが望ましいと考えていますので、その辺の創年倶楽部への立ち上げに向けた周知であつたり啓発であつたりとか、そういったことをまた引き続き行っていきたいとは思っております。

ちなみに、去年は、令和5年度になってしまうんですけれども、10月の「広報かみのかわ」のほうの「かみしるべ」ですとか、あとは高齢者・障がい者スポーツ大会、そういったときにですね、シニアクラブの皆様方とか自治会の皆様方に、創年倶楽部の周知を図ったところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 これ、創年倶楽部って「創る年」って書くんですけど、創年倶楽部というイメージとして壮年というか、そういうニュアンスもちょっとあつて、そういうところもね、ちょっと

あるのかなというふうに私は感じているところです。でも、今のお話だと、やはりこれからシニアクラブとか、それから自治体に声をかけていっていただいてという話ですので、私が議員になったときから8年たっていますので、私が議員が終わる頃までには何とかできるような体制を取っていただけたらなというふうに思います。

先ほど、いきいきサロンとかミニサロンとかというのと創年倶楽部はやっぱり形態が違うのでというお話はありましたけれども、根本は居場所づくりというところで合致はしているんですね。それで、高齢者の居場所づくり、これから超高齢化社会になってきて、やはり家で1人というふうな高齢者を何とかその居場所にといいうふうになったときには、先ほどから課長がおっしゃっているように歩いて行ける場所というのは理想的だと思うんですけども、どこか1カ所に集めるというのはなかなか難しいというふうになったときに、もうちょっとこのサロンとか、地域で地域でできているのでとてもいいと思うんですけども、そこと創年倶楽部との、やっぱり介護保険とそうじゃないというようなところであるんだと思うんですけど、「そこに行っているボランティアの方たちは大体ほとんどが重なっている人が多いですね」というふうなことを聞いたんですけど、それはちょっとどうですか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

確かに、ボランティアの方が重なっているという方も中にはいらっしゃるかと思います。基本的には、いきいきサロン・ミニサロンは生きがいがづくりのという形で、年齢に関係なくおしゃべりをしたりとか、そういったことで気軽に集まって皆さんで和気あいあいとおしゃべりしたり、くつろいでいける場所と思います。また、創年倶楽部はやはり介護予防、この辺をメインとした居場所という形になりますので、高齢者の方々についてはそれぞれ行きたいところというか、その辺は選択制でどちらを選んでもよろしいかと思うんですけども、要は町としましては、家に閉じ籠もっていないで外に出ていただいて、仲間づくり、生きがいがづくり、健康づくり、そういったものに取り組んでいただければと考えているところでございます。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 そうですね、本当にいきいきサロン・ミニサロン、それから創年倶楽部という、根本はですね、一番下の根っこのところは、やはり高齢者の居場所づくり、高齢者の健康増進、それから生きがいを持つところだと思いますので、やっぱり私からしたら同じようなことというふうに見えてしまうんですけども、そのときに町は町、町社協は町社協ではなくて連携を取っていただいて、高齢者が行きやすいように、これからもっと高齢化になって歩いて行けない、そういう人をどうするか、そこにどういうふうに連れてくるかとなったら、やっぱり配車サービスとかそういうのも考えていかないと、今後ですよ、今後、今は歩いて来られても、今後もっともっと高齢化になったときに、ボランティアの在り方ということをもっと考えていかななくてはいけないんじゃないかなというふうに思います。

そして、先ほど「ボランティアが143人いる」というようなお話がありました。私ですね、この前、障がい者の1年に1回の町のバスを貸し切ったのリング狩りに参加したんですけども、私はボランティアで参加したんですが、そのときに男性のボランティアの方とちょっとお話をすることがあった

んですけれども、今この物価高のときに高齢者だって働かないとやっていけないと。そうなったときに、やっぱり少しでもお小遣いがもらえるというのは考えちゃうよねというような話なんです。無償のボランティアの時代がずっと続きましたけれども、やはりそろそろ有償ボランティアというのも考えていかなくてはいけないんじゃないかなというふうに私は思いますが、その辺のところ、課長はどう考えますか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

なかなかやはりボランティアという形になりますので、今、私の見解といたしますか、だとやはり報酬はないという意識で、無償の奉仕じゃないんですけれども、そういった精神でのボランティアなのかなというふうな考えで、考えといたしますか、私の考えではそのような考えでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 今朝のニュースでガソリン代も上がります、灯油代も上がりますというふうな中で、野菜は高騰している、給食費も補助する、そういうふうな時代の中で、高齢者だってやはり働かないと十分やっていけないというところがあるというふうに言われていますね。そうなったときにですね、私、ボランティアポイントのことを前やって、ボランティアポイントを町でやっていただきましたが、ボランティアポイントも、ボランティアの方の中にはですよ、中には、私たちはそういうことをやっているんじゃないって、みんなのためになりたいんだというふうな意識の高い人がいるので、「ボランティアポイントなんて使わないよね。そういうのを使う必要ないよね」というふうな話が出たので、ボランティアポイントを使えないというふうな意見も聞いてはいるんですね。それだったら、ポイントが使いづらいんだったら、やはりちゃんと対価ではないけれども、そういうのって今後考えていかなきゃいけないと私は思っているんですね。やはりそのボランティアもボランティアに、とても意識の高かった女性たちが8年たって、8歳年が増えているってことなんですよ。やっぱりその人たちがボランティアから去っているけど、その下の私たちの年代の人たちは働いている。そういうふうになったときにボランティアを集めるって結構大変だなって思うんですが、その辺、町長はどう考えますか。

○議長【稲川 洋君】 町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ボランティアの善意によって今までの活動が進んでいるということで、そのボランティアの皆様には心から感謝を申し上げます。そこに報酬を支払うということになりますと、またその別な制度設計とかも必要になると思いますので、ボランティアはボランティアで維持をし、また、そこで賄うことができないことが起きてきたとすれば、それは別な政策としてですね、町のほうとして高齢者支援を考えるということになるろうかなと、今の段階ではですね。ボランティアをしてくださる方を養成するって、それは社会でみんなで弱者を助けるという意味ではそういう動きも当然必要だというふうには思いますので、それとまた必要なこれからの支援策というのは、また町としても考えていきたいというふうに思います。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子君。

○8番【海老原友子君】　そうですね、今町長の言ってくださったことは本当に私もそのとおりだと思っていて、その精神というのはずっと続けていきたいものなんですね、ボランティアということは。弱者に対して私は無償でというふうな思いもあるんですけども、やはりそのボランティアが始まった高度成長期の頃から比べたら、時代はずっと変わっているということも念頭に置いとかななくてはいけないんじゃないかなというふうに思いますので、今後、高齢者のボランティアとか、それから創年倶楽部にしてもサロンにしても、そういうことで高齢者対策が必要なときは違う施策を考えるという町長の考えだということをおも心に残して、一つ目の質問は終わらせたいと思います。

続きまして、2点目ですね、選挙対策なんですけど、ずっとずっと投票率がずっと下がっていきまして、選挙に興味がないかなというふうな思いの中でですね、これから超高齢化社会にもなっていくですし、障がい者に対してもですけども、要望内容が一目で分かる投票支援カードの導入を本町は考えているかどうかを伺います。

○議長【稲川 洋君】　執行部の答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 星野和弘君 登壇)

○総務課長【星野和弘君】　ただ今の御質問は選挙事務に関するものでございますので、選挙管理委員会事務局としてお答えいたします。

投票支援カードは、障がいをお持ちの方や御高齢の方などが投票する際に、代理投票など手助けしてほしいことを書いて伝えるためのもので、投票しやすい環境づくりに資するものと認識しております。

本町では、先月執行されました栃木県知事選挙から導入し、町ホームページへの掲載や投票所への設置を行いました。選挙期間中の導入となったため、周知のための期間や方法が限られてしまいました。

今後は必要としている方が活用しやすくなるよう、より広く周知に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】　海老原友子君。

○8番【海老原友子君】　導入してあったということですね。ありがとうございます。

ちょっとそこで一つお伺いしたいんですけども、投票支援カードとコミュニケーションボードと二つあるんですけど、どちらのほうになりますか。

○議長【稲川 洋君】　総務課長。

○総務課長【星野和弘君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

現時点ではですね、投票支援カード、こちらのほうを設置してございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】　海老原友子君。

○8番【海老原友子君】　ありがとうございます。新聞にですね、上三川町の名前がなかったの、ちょっと寂しいなと思ってこのような質問をさせていただきました。今度からはちゃんとここに上三川町という名前が載るといことでちょっと安心しました。ありがとうございます。

やっぱり誰にもハードルがなくて投票できる環境というのは大切だと思いますので、それができているということに安心しましたので、こちらの質問はこれで終わらせていただきます。

最後になりますが、議長、すみません、一つよろしいですか。

○議長【稲川 洋君】 はい、どうぞ。

○8番【海老原友子君】 私、今回のこの一般質問の通告でウォーキングなので健康対策というふうには考えましたが、ちょっと違う健康対策だけではないようなところも質問の中に入ってしまうこともあります。御了承いただいでよろしいでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 この質問事項に逸脱しなければ、それは結構です。

○8番【海老原友子君】 分かりました。ありがとうございます。

おりがみのまちかみのかわウォーキングマップもでき、まち歩きをする人が増えてきていますが、コースに給水スポットをつくる考えはということで、よろしく願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

町がウォーキングコースとして紹介しているものとしては、御質問にございました、おりがみのまちかみのかわウォーキングマップに掲載しているもののほか、上三川いきいきプラザ外周歩道の周回型のウォーキングコースなど、様々なコースがございます。

これらのウォーキングコースへの新たな給水スポットの設置につきましては、安全に使用していただくための衛生管理や設置費用など課題が多くございますことから、現時点での設置の考えはございません。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 先ほど議長にお願いしたのはそのことなんですけれども、健康福祉課長とちょっとお話ししたときに、そのコースに水飲み場を新しくつくるというふうなニュアンスで言ってしまったような感じなんですけど、そうではなくて、この散歩コースの中に町の既存の建物がありますよね。例えば体育センターとか図書館とか、それからちょっと行ったらむかしなつかし館とか、そういうところにちょっと一息できるスポットというのはつくれませんかというようなニュアンスで私は書いたつもりだったんですけど、新しい水飲み場をそこにつくってほしいというふうな形ではなくて、もちろんウォーキングをするときには水分も持ったり、それから出かけると思うんですけども、そうではなくて、体育センターだったら、桜がきれいなときは桜を見たり、そこでちょっと一息したいなとか、それから、上三川いきいきプラザにはお水を飲めるところもありますし、そういうところで、そこからスタートするのでそこで水分補給してもいいと思うんですけども、短いコースはそんなに給水スポットとかは要らないかもしれないですけど、真夏の暑いときには体を冷やすところも町は用意してくださっていますけれども、そうじゃなくて、秋とか、すごく上三川町って歩くとすてきなところもたくさんあるので、そういうときに「体育センターを使ってどうですか」とか、「むかしなつかし館でほっとする時間を使っていいですか」とか、そういうニュアンスで聞きたいんですけど、それはいかがでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

体育センターをはじめとしまして図書館等生涯学習課所管の施設について、ただ今海老原議員のほう

から御発言がありましたので、所管課長であります私のほうでお答えします。

体育センターにつきましては、何か水を飲みたいというような御要望があったときにですね、体育センターではですね、正面入り口右側に給湯室という設備がございまして、そちらで例えば水を飲んでいただいたりとかですね、水筒に水を入れていただいたりというようなことができます。また、入り口付近には椅子等も置いておりますので、そこで休憩することも可能でございます。

図書館につきましても、正面入り口左側にですね、ちょっと目立たないところに給茶室というところですね、水道がございまして、そちらで水を飲んでいただいたりですね、水筒に水を補給していただくようなことは可能となっております、あとは二階とかで休憩するスペースもございます。そちら、エレベーターもございまして、そちらで休憩していただくことも可能でございます。

ORIGAMIプラザでございますが、施設の北側にふれあいラウンジがございまして、その西側入り口付近に、一応手洗いを兼ねた水道がございまして、そちらでですね、水をくむことが可能に一応なっているという形になります。ORIGAMIプラザについては、御存じのとおりフリースペースは幾つもございますので、そちらで自由にですね、御休憩、おくつろぎいただいても大丈夫なスペースはあるという形でございます。

以上になります。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 今、健康づくりでもそうですし、まち歩きということで、すごくウォーキングをする人が多くなっていると思いますね。私もその歩く人の代表の一人なんですけれども、かぶと塚古墳のところを見たり、いろいろ歩いてみるととてもいいところがあるので、やはりそういったときに「そこでちょっと休めますよ」って、「ここでお水が飲めますよ」というのが、そのウォーキングコースの中にちょっと「ここでほっと一息できますよ」というのがあったら、本当に歩いていてもとてもいいものではないかなというふうに思いますので、先ほど担当課の課長が、「そこでできますよ」というふうなことを言っただけしたのは、私にとってはこれから「あそこでお水を飲むことできるよ」、「図書館も休めることできるよ」というふうなことを、ちょっと高齢の方と一緒にいつも歩いていますので、そういう話をしたときに、優しい町だなというふうに思っただけではないかなというふうに思います。

今後、ウォーキングということを広げていったときに、やはりそのウォーキングも居場所づくりの一つ、高齢者の居場所づくりの一つになるのではないかなというふうに思いますので、今後そういうふうな、「あそこでお水を飲むよ。お水をくめるよ」というふうなことを町民にもね、優しい町だなというふうに伝えていきたいなというふうに思っまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長【稲川 洋君】 質問途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。午後1時に再開いたします。

午前11時52分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【稲川 洋君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川 洋君】 8番・海老原友子君の質問が終わりましたので、順序に従い、5番・上村康幸君の発言を許します。5番、上村康幸君。

(5番 上村康幸君 登壇)

○5番【上村康幸君】 それでは、通告順序に従いまして、私からの質問を始めさせていただきます。今回私は大きく分けて二つ、AYA世代のがん対策についてとプレコンセプションケアについての2点を質問いたします。

まず最初に、15歳から40歳未満のAYA世代と呼ばれる若い人たちのがん対策についての質問をします。

まず1点目、町におけるAYA世代のがんの実態は。

2点目、相談体制は。

3点目、在宅療養への支援制度は。

4点目、国・県の勧める妊孕性温存療法助成を啓発する考えは。

5点目、30歳未満の乳がん対策は。

6点目、ブレストアウェアネスを啓発、普及させる考えは。

以上、6点です。よろしく願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。AYA世代と呼ばれる15歳から39歳までの若年者のがんの実態とのことですが、町として把握している数値はございません。なお、全国がん登録の直近の公表資料によりますと、令和2年の栃木県内における15歳から39歳までのがん罹患数は330人となっております。

次に、2点目についてお答えいたします。本町における相談体制については、がん対策に特化した相談窓口というものは設置しておりませんが、がん治療に起因して、いわゆるアピアランスケアや生活困窮、精神面での不安など様々な問題が想定されるところであり、相談内容に応じた窓口で対応をしているところでございます。

次に、3点目についてお答えいたします。在宅療養への支援制度につきまして、現状では、若年がん患者を対象とした町独自の支援制度はございません。県内において、在宅療養生活における経済的負担軽減のための助成を実施する市町があることは承知しておりますので、今後も調査研究を進めてまいります。

次に、4点目についてお答えいたします。妊孕性温存療法への助成につきましては、栃木県が県内在住の対象者に対し実施しているものでございます。町民からの問合せがあった際は制度について御案内をしておりますが、更に広く周知できるよう、町ホームページなどで情報提供をしてまいりたいと考えております。

次に、5点目についてお答えいたします。乳がん検診につきまして、国の指針では40歳以上を対象

としているところがございますが、30歳以上の罹患率が上昇傾向にあることを踏まえ、本町では30歳以上の方を対象に検診を実施しております。また、早期発見などがん対策の啓発につきましては、年齢にかかわらず周知に努めているところであります。

次に、6点目についてお答えいたします。ブレストアウェアネスは、乳房を意識する生活習慣のことで、日頃から正常な乳房の状態を把握し、いつもと違う変化に気づくということが乳がんの早期発見につながるというものであります。町では、広報10月号の乳がん月間に関する啓発記事の中で、この乳房を意識する生活習慣についても掲載したところであり、今後ともがんの早期発見・早期治療につながるような啓発に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 答弁ありがとうございました。

AYA世代のがん、県内全体で330人ほどということで、非常に少ないがんですのでなかなか町としても、それも義務教育を過ぎた年代ですから把握することは難しいのかと思います。

それで相談体制なんですけれど、役場の窓口ということなんですけど、この窓口というのは健康福祉課なりの役場なのか、それともあるいは地域包括支援センターの総合相談窓口なのか、どういうものでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今の議員の御質問についてお答えいたします。

相談ということで、そういった御相談がございますれば、町健康福祉課のほうで相談体制は整えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 まずは役場に相談に来ていただきたいということですね。なかなかこういうがんになってどうしたらいいかって、非常にこの世代、不安だと思うんですね。ですので、ぜひ広く、こういうときは役場に来て相談を受けられるんだということを周知していただきたいと思います。

在宅療養にもし入った場合なんですけれど、町では令和3年に在宅療養生活のガイドですか、そういうものを発行しているかと思うんですけれど、これを見るとどうも高齢者向けなんです。こういうものをこうした若い人に対してまた発行するような考え方はありますか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今の議員の御質問についてお答えいたします。

現在のところはそういったものは発行はしておりませんが、他市町の状況を見ながら、その辺は研究してまいりたいと考えております。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 在宅療養で、県内の自治体でも何かこういう支援制度があるということを今ちょっとおっしゃられたと思うんですけれど、多くの事業でターミナルケア支援事業というものをやっているんですね。ですので、本町としてはそうした在宅医療の考え方はありませんか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今の議員の御質問についてお答えいたします。

在宅療養生活における経済的負担軽減、そういった在宅のターミナルケア支援事業につきましては、県内では8市町ですかね、が実施しているという状況はこちらでも把握はしているいるんですけども、その実施状況であったりとか、どのぐらいのケースが相談に来ているとか、その辺は現在実施している市町の状況を見ながらですね、こちらでも調査研究してまいりたいと考えているところでございます。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 ちょっと私も勉強不足で分からないんですけど、ターミナルケアというのは終末期医療ということで、回復の見込みがない最後の見取りということなんですけれど、こういう助成事業、在宅療養は今誰でもがんになる時代ですので、家族と一緒に自宅で療養したいとか、そういう方もいらっしゃると思うんですね。ですので、ぜひね、最後になってからではなくて、ちゃんとがんの療養に何か支援制度があればいいなと思うんですけど、その辺、今の答弁もありましたけどどうでしょうか、こういう事業というのは。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

先ほども御答弁させていただきましたけれども、実際のところですね、そういった問合せ等はいまあまり窓口のほうで相談のほうには上がってきてはいない状況でございます。ですので、現在実施していませんそういった8市町、その辺の状況を見ながらですね、町のほうでは調査研究してまいりたいと、そういう考えでおります。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 今後も調査研究をしていただけないことなんですけれど、こういう世代の方、18歳以下であれば小児慢性特定疾病医療費助成制度というのがありますし、40歳以上であれば介護保険が受けられますけれど、この世代、こういった制度がありませんので、ぜひ考えていただきたいですし、あともう一つ、ターミナルケアというのはもう終末期ということなので、もしこういう制度をつくる時に、本当にこのターミナルケアという言葉を使っていいのかという、最後まで希望を持って生きていらっしゃる患者さんやその御家族に、ターミナルケアという言葉を使って支援というのはちょっとどうなのかなという、その辺もちょっとこれから考えていただければと思います。

あと、次に妊孕性についてなんですけれど、県の事業で他の助成制度を使っている方は受けられないというようなこともあります。全国の自治体を見ていると、県だけではなくて自治体で独自に、県の対象項目から外れるようなことですか、あるいは何か補完するような形で助成制度を設けているところもありますが、本町ではこの妊孕性の温存療法について何か考える事業はありませんか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今の議員の御質問についてお答えいたします。

こちらの妊孕性温存療法助成、こちら県のほうで進めている助成制度でございますが、こちらにつきましてもあまり問合せ等は上がってきていない状況でございます。今現在としましては、こちらの県の

制度、こういった制度がございますので、そちらの御案内をしているというところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 若い世代によってはがんになって、そのがんの抗がん剤治療ですとか、あるいは放射線治療によって将来子供が持てなくなるのではないかという大きな不安があると思いますので、ぜひこうした制度があるということを周知していただきたいと思っておりますし、そういった上で若い世代ですの、午前中、同僚議員からも質問がありましたけれど、SNS等とかそういうものを使って何かこれを周知するとかいうような考えは今持っていらっしゃいますか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

現在のところそういった周知のほうはしていないところでございますので、まずは町ホームページ等でそういったリンクを貼るなど、こういった助成があるというふうなものをお知らせしていきたいなど、そのように考えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 次に、30歳未満の乳がんなんですけれど、町の検診は30歳からということですが、患者さんによっては母親ですとかおばあちゃんですとかおばさんですとか、家族の中に乳がんや卵巣がんが発症されている遺伝性というものも考えられる方がいらっしゃるんですね。ですので、20代の方でもやはりそういうハイリスクの方は特に年齢で区切ることなく、もし本人の希望があれば20代でも超音波による乳がん検診を受けられるような、そういうような考え方はないでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今の議員の御質問についてお答えいたします。

町のほうでは、乳がん検診につきましては、30歳以上というところでがん検診の対象という形で行っております。一方、国のほうの指針では40歳以上という形で2年ごとという形で、2年ごとで40歳以上、こちらが国の指針でございますが、町のほうは30歳以上で毎年受けることが可能な状況で体制は整えているところでございますので、また、あとですね、全世帯にですね、受診率向上、こういったことの取組みとしまして、検診事業全体の周知を図るためですね、がん検診対象年齢の方がいる全世帯には個別通知で御案内をしているところでございますので、若い方が同一世帯にいらっしゃればそういった形で、検診もこういうことだよということで周知しているところでございますので、そういったところでがん検診に目を向けていただきたいなというところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 こういう若い世代の、20代とかそういう若い方に乳がん対策啓発する上でプレストアウェアネスが非常に重要になってくるかと思うんですけれど、日々の気づきですよ。乳腺にがん細胞が発生して、そうなりますとがん細胞、栄養ですとか酸素とか必要となりますので血管を引っ張ってきて、そこが血流が盛んになることによって熱を帯びてきたり赤くなったり、また発育すること

によってくぼみとか引きつれができて形が変化するという、そういういつもと違う、何かおかしいというそういう気づき、そしてそれを医療機関の受診につなげるというのがプレストアウェアネスの目的だと思うんですけど、そういうものに対して、やはりふだんお風呂に入ったときにちょっと見てみるとか、そういうような習慣づけ、それはやはり若い世代というよりも子供のうち、発達し始める児童生徒のうちからそういう習慣づけが必要かと思うんですけど、何か学校教育の中でそういうような健康教育、そういうようなものはありませんかね。特にこの子供たちの世代というのは、ちょうど乳がんが増えてくるのが30代後半、ピークが40代後半になります。ちょうど母親の世代とも重なりますので、もしそういう学校教育の中で子供たちに対する教育と併せて母親も一緒に来てもらって、そうした何か教育ができれば乳がん検診の受診にもつながるのではないかという、費用対効果の高い試みになるのではないかと思います、どうでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 親世代とともにということなのですが、学校で行う行事などについては学校がほとんど決めておりますので、教育委員会でどうこうということはちょっとできないのかなというふうには思っております。ただ、がんについて、前回の御質問でもお答えしましたとおり、小学校6年生、中学校2年生で子供たちは勉強をしているところですが、このがんについても町として健康な生活を過ごすために主たる死因となっている病気、がんを含めてということなのですが、そういったものについて知識理解を得るとともに、その予防に向けてどのような生活を構築するかというふうなことで学んでおるところでございます。ですので、保護者向けの啓発というのは、またPTAの組織とかそういったところでやっていただけるとありがたいのかなというふうに思っているところです。大変苦しい答えで申し訳ありません。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 ありがとうございます。

若い世代のがん、非常に数が少なくてなかなか目を向けられないことと思いますが、その方たちにとっては学業があり、就職があり、家庭があり、非常に大変な時期のがんですので、いろいろな支援制度を設けていただければと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、プレコンセプションケアについてです。若い男女が将来子供を持てるための健康をつくるための教育ですが、まず1点目、プレコンセプションケアの取組みは行われているのかどうか。

2点目、学校教育における包括的性教育の取組みは。

3点目、AMH（抗ミューラー管ホルモン）検査、ちょっとこれ、専門用語で申し訳ないんですが、抗ミューラー管検査といいます、の助成の考え方は。

4点目、思春期やせ症への学校の対応はどのように行われているのか。

それから5点目、町農産物による葉酸摂取の啓発をしてはどうか。

以上5点をお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目、3点目、5点目についてお答えいたします。

1点目につきましては、プレコンセプションケアは、女性やカップルを対象として将来の妊娠のための健康管理を促す取組みのことでございます。

現在、国では、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、将来にわたる健康管理を促すプレコンセプションケアを推進することを目的に、思春期、妊娠、出産等のライフステージに応じた切れ目のない相談支援等を行う「性と健康の相談センター事業」を推進しております。本町については、栃木県南健康福祉センターが相談窓口となっております。

町の取組みといたしましては、毎年、中学生を対象に行っている出前講座「性と生き方学習会」のグループワークにおいて人生設計を考える時間を設け、学習する機会を提供しております。結婚や子供を産み育てることも未来の選択肢としながら、それぞれの価値観に基づき人生を選択できるよう、今後も啓発に努めてまいります。

次に、3点目についてお答えいたします。AMH（抗ミュラー管ホルモン）検査は、卵巣の中にどれぐらいの卵子が残っているかを調べる血液検査であります。

町では、不妊治療の一環として行われたAMH検査について助成を行っているところであります。

次に、5点目についてお答えいたします。葉酸は水溶性ビタミンであるビタミンB群の一つであります。妊娠前後に限らず、男女とも全ての世代の人にとって必要な栄養素であります。妊娠前後の葉酸の摂取により、胎児の神経管閉鎖障害の発症リスクが低減することが様々な研究において報告されております。町では、妊娠届出時に、妊娠期、授乳期において必要なエネルギーや栄養素が十分接種できるよう、パンフレットなどをお渡しし、葉酸の必要性についても説明しております。

議員御質問の町内で生産されている農産物の中では、ホウレンソウ、アスパラガス、ブロッコリー、ニラやイチゴなどにも葉酸が多く含まれております。栄養相談等に併せて地産地消について御案内できる機会がないか検討してまいります。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

（教育長 氷室 清君 登壇）

○教育長【氷室 清君】 次に、2点目及び4点目についてお答えいたします。

2点目につきましては、学校では、性教育、ジェンダー及び性の多様性の教育について、各教科の学習や道徳教育、人権教育など学習指導要領に基づいた学習を通じて進めているところでございます。具体的には、助産師や保健師を講師に、思春期の身体の変化である二次性徴や胎児の成長、出産についての話を聞いたり、体験的に学んだりしております。

また、児童生徒が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、自分や相手一人一人を尊重する態度等を身につけることができるよう、生命の安全教育も進めているところでございます。

更に、児童生徒が悩みを相談しやすい環境づくりを行うほか、ジェンダーや性の多様性をテーマにした教職員への研修も行っております。今後も多方面から学校教育活動全体を通じて、性に対する教育に取り組んでまいります。

次に、4点目についてお答えいたします。思春期やせ症への学校の対応として、まず健康診断や急激な見た目の減量、食事を取りたがらない、体育の授業に出られないなど、日常生活の変化を通して、思

春期やせ症の疑いに気づくことが重要と考えております。これらのことについては、教員がふだんの生徒の状況を観察して対応しているところでございます。

また、思春期やせ症は心の病でもあり、学校だけのアプローチだけでは改善が困難であると考えられます。そのため、スクールカウンセラーとつないで、本人が抱えている大きなストレスや悩みなどへの支援をしたり、スクールソーシャルワーカーと連携し、医療機関等への受診につないだりするようにしております。

これからも、家族や医療機関との協力体制が取れるよう努力してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 非常に分かりやすい答弁ありがとうございました。

プレコンセプションケア、まだなじみのない言葉ですが、令和7年度の栃木県の政策経営基本方針にもその推進が明記されておりますし、先週ですか、こども家庭庁のほうでこれの推進の検討会が開かれたというようなことが下野新聞の記事にも出ておりますので、これからますますこういうことが広まっていくものと思いますので、ぜひ町としても積極的に取り組んでいただきたいと思います。

あと、AMH検査ということなんですけど、非常にこれもなじみのないものなんですけれど、町によってはこれを用いてプレコンセプションケア検診というものを行っている自治体があるんですね。要するに、AMH、抗ミュラー管ホルモンというのは、卵巣予備能あるいは卵巣年齢とか言われるもので、あとどのくらい卵子が残っているのか、それによって、今平均初婚年齢が30歳ですから、子供はまだと言っても、これを知ることによって人生設計を考えなければいけなくなってきますし、また、検診ということで女性だけではなくて、男性の精子数ですとか運動率、奇形率、あるいはクラミジアなどの性感染症を含めたプレコンセプションケア検診というものを実施している自治体も増えていますが、町ではそういうことは考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 ただ今の質問に回答いたします。

まず現時点では、町でこちらの検査に関して助成をする考えは今のところございません。理由は二つございます。

まず一つ目としましては、プレコンセプションケアの目的としまして、必ずしも妊娠をすることを目的としたものではないということでございます。まず妊娠、また妊娠をする体であったり、また女性の健康に関する、自分自身の体の健康に関して興味や関心を持つこと、こちらの教育、そして情報を持つことがプレコンセプションケアの本来の目的だと考えております。

また、二つ目としましては、こちらの検査をすることによって、また、自分の卵子に対する結果を先に知ってしまうということは、自分の体づくりに対しての興味を持って健康づくりを進めていくこと、また、進めていくことへの弊害といいますか、まず過信というか、そちらのほうにもつながってしまうのではないかと考えております。しかし、栃木県のほうでも、こちらのプレコンセプションケアの教育に関しては今年度、そして来年度に向けて推進しているところでありますので、県の動き、また近隣の行政の動きとかは注意しながら、今後の事業に関しては考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 よく分かりました。そういう考え方だなということで分かりました。ありがとうございました。

あと、教育に関しても非常にいいお答えをいただきまして、非常に安心しました。

あと、葉酸に関してなんですけれど、町にこれだけの葉酸を含む作物がありますので、地産地消にもなりますし、消費拡大にもなりますし、そして町民の健康拡大にも増進にもなりますので、ぜひこうしたことを啓発していただいて、共に、生産者も消費者も助かるような施策を進めていただきたいと思います。

では、以上をもちまして、私からの質問をこれで終わらせていただきます。

○議長【稲川 洋君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後1時33分 休憩

午後1時45分 再開

○議長【稲川 洋君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川 洋君】 5番・上村康幸君の質問が終わりましたので、順序に従い、6番・篠塚啓一君の発言を許します。6番、篠塚啓一君。

(6番 篠塚啓一君 登壇)

○6番【篠塚啓一君】 それでは、通告順に従いまして、一般質問に入らせていただきます。2日目の最後ということで皆さんお疲れかと思いますが、今回質問する内容に関しては、執行部の方だけじゃなくて後ろにいる議員さんとかも関連してくるんじゃないかというか、関係してくる部分もあるんじゃないのかなと思うので、よく聞いていただければと思います。

それでは、早速質問に入ります。

近年、自動車のリコール隠しや食品の偽装表示などに見られるように、国民の安心や安全を損なうような企業不祥事が続発し、その多くが事業者内部の労働者などからの通報がきっかけとなり明らかにされております。そもそも法令違反行為は許されるものではなく、消費者の利益等を害する法令違反の是正のための通報は正当な行為として保護されるべきですが、公益のために通報を行った場合に、労働者がどのような内容の通報をどこへ行えば解雇等の不利益な取扱いから保護されるのかは、必ずしも明確ではなかったそうです。このため、公益のために通報を行った労働者が解雇などの不利益な取扱いを受けることのないよう、通報者保護に関する制度的なルールを明確化するとともに、事業者による国民の生命や身体の保護、消費者の利益の擁護等に関わる法令遵守を確保するために、公益通報者保護法が平成18年4月1日から施行され、更に令和4年、2年前ですね、6月1日から改正法が施行されているそうです。

そこで、この内容を町に置き換えても考えることができると、できて当然と思い、まずは1問目の質

間になります。この公益通報者保護制度についてですが、法令違反行為ばかりではなくいろいろなハラスメントが横行する中で、町では公益通報者保護制度を導入しているのですか。まだ導入されていないのであれば、今後導入をする予定はあるのかお聞かせください。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

令和4年6月に施行された改正公益通報者保護法により、事業者には内部通報制度の導入が義務づけられましたが、常時使用する労働者の数が300人以下の事業所については努力義務とされております。

本町では、これまで内部通報制度を導入しておりませんが、この制度を適切に運用することは、職員を守るだけでなく、内部監査機能の強化及び組織の自浄作用の向上が期待され、町政に対する信頼確保につながることでございますので、導入することを前提とした調査研究を進めております。導入の明確な時期は未定でございますが、準備が整い次第早期に導入したいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 今、町長からの答弁で、導入を前提にというお話ですけど、いろいろと聞いていきたいなと思います。

それではまず、昨今、公益通報に当たるのかどうかというところで、まずはハラスメントというものについてお伺いしたいと思いますが、ハラスメントというのはどういう意味かは御存じですか。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

ハラスメントとはですね、相手を不快にさせたり、あるいは不利益を与える等、肉体的・精神的な苦痛を与えたり、人間としての尊厳を侵害する行為であり、本町におきましてはハラスメント防止に関する規程第2条、こちらのほうに定めているところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 ありがとうございます。

「ハラスメント」って簡単に言うと困らせたり嫌がらせをしたりということになるかと思うんですけど、職場の三大ハラスメントと言われているものってどういったものか御存じですか。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

三大ハラスメントとは、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、あるいはマタニティーハラスメントの三つというふうに認識してございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 ありがとうございます。今おっしゃったとおり、パワハラ、セクハラ、あと、マタハラというのが職場の三大ハラスメントということなんですけれど、そのハラスメントというのに

当たるといふふうにみなされる基準ってどんなものだと思いますか。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

ハラスメントの基準ということでございますが、受けた側がですね、ハラスメントと思えるようなものがあつた場合に、周りも、その周辺の者も見て客観的に見ても、これはハラスメントであると、そういうふうに見られるものについてはハラスメントというふうになるのかなというふうを考えてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 一応基準としてどういったものがあるかという三つあつて、一つはそういった言動が、例えば町役場で職員を育てる目的で行われているのか、それとも、例えば嫌悪の感情とか、それから退職に追い込む目的によるものなのか、そういったものであるのがまず判断基準として一つ。二つ目として、その言動の内容が業務の改善のために合理的なものなのかどうか。例えば理不尽なことを押しつけるとか、そういったことになればハラスメントに当たるのかもしれないし、3番目としては、言動の内容に被害者に対する人格的な攻撃を含んでいるかどうかということが判断基準に当たるそうです。

先ほどそういったハラスメントに対しての対応というか、あるようなお話だったんですけど、具体的に何かハラスメントに対して対策を講じていたりというのはしていますか。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

まず、町のほうではハラスメントの相談窓口、こういったものを設置してございまして、また、ハラスメントに対する研修、こういったものを令和4年からではございますが、実施しておりまして、おおむね係長以上の上司に当たる者、こういった者が受講しているところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 そうすると公益通報と、あと、ハラスメントという関係になるんですけど、一般的にハラスメントというのは公益通報の対象にはならないというのは御存じかと思うんですけど、ただ、犯罪行為に当たるような場合のパワハラとかセクハラというのは公益通報の対象になるというのは御存じですか。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 そうですね、ただ今議員がおっしゃったように、公益通報という中ではハラスメント、こちらは一般的には含まれない。公益通報は不正とか犯罪行為といいますかね、そういったものが対象になっている。ただ、ハラスメントにおいても悪質といいますか、訴えられてしまうようなそこまでの行為となってくると、そういった対象になってくる。これだと刑事罰になっちゃうのでこちらには該当しないかもしれないんですが、内部通報としての対象にはなってくるのかなというふうには考えてございます。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 今御答弁いただいた中にもあったように、刑法上の犯罪に該当するような行為、例えば暴行罪であったりとか、パワハラでいう殴る、蹴るといった身体的な攻撃、それからあとは名誉毀損とか侮辱というような形で、セクハラで言葉による発言を行ったりといったのが犯罪行為になるのかなと。そうすると、公益通報の対象になるというのは書かれていることになるかと思うんですけど、今おっしゃったように例えば犯罪ってなると、内部通報だけじゃなくて公益通報に当たる、まあ当たるんですけど、当然警察への告訴とか、そういったものも考えられるのかなとは思いますが、今は本当に時代が変わってちょっとしたことでも、例えばハラスメント行為に当たるというのはあるのかなと思うんですけど、一つの例で、40年ぐらい前、僕は高校生だったわけですけど、この間ちょっと同窓会とかでそんな話をしていたときに、ある女子生徒が先生に腕をつかまれて、「おまえの腕、俺より太いな」というふうに言ったそうです。今であつたら本当にアウトなんじゃないかなと。40年以上前なんでまだ許されたのかなと思うんですけど。それもありますし、僕なんかは高校のときにやっぱり同じ先生に殴られて、顔を殴られたんですけど、何メートルか吹っ飛んで、そういったこともあったんですけど、今だったら本当に暴行罪に当たったりするのかなと思うんですけど、40年前だったから笑って済ませたというか、そんな感じだった。そういった形で今時代が変わって大変な時代にはなっているかなとは思いますが、先ほども町長の答弁にもあったように、今現状は内部通報の窓口や、あと、公益通報の当然窓口というのもないということですが、例えば職員の方や町民が不正行為などの通報をしたいと思った場合にはどうすればいいのですか。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

今現在はですね、そういった窓口がしっかりと設置されてはいないと、こういった状況ではございますが、そういう話があった場合には総務課のほうで受けたい、もしあれば受けていこうということでは考えてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 そうすると、今総務課のほうでというお話だったんですけど、今までに不正行為とかハラスメントなどに関しての相談というのはあったんですか。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

私の知り得る限りでは、そういう不正行為、そういったものはないというふうに考えてございます。ただ、ハラスメントについては1件そういった相談があり、そういう委員会のほうできちんと対策をしたということを確認してございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 そうすると、総務課が窓口ということでそういった事例もありましたということなんですけれども、それでは、全職員、パート、アルバイトの方も含めて、どのようにそういった窓口

が総務課なんですよというのは周知しているのですか。もちろん町民の方に対してもなんですけど、何か周知されているという手段とかがあれば教えてください。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

今現在はないわけでございまして、これから新たに窓口をつくるまでの間もですね、どういったことがあるか分かりませんので、これは職員に対しては何かそういう相談事がある場合には総務課に、あるいは外部に対してもホームページ等でですね、そういう不正行為がある場合には相談くださいといったことでホームページ、あるいは職員については内部で通知などを出したいというふうに考えてございます。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 ゆくゆくは内部通報の窓口であったりとか、公益通報の窓口というのをつくっていただけるということなので、当然そういった受付の方法とか、周知する必要が出てくると思いますし、公益通報の意義とか、それから組織における内部通報の重要性などを職員の皆さんに認知させるということが必要になってくるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

じゃあですね、仮に窓口、今だと総務課のほうになるかと思うんですけど、相談があった場合って保護はしていただけるんですか。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

保護をするのは当然だというふうには思っておりますが、今現在ですね、そういった内部の規程などがまだ制定されていないので、ただ、保護するのは当然だというふうに思っております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 そうすると、今公益通報云々じゃなくても、相談があった場合には、当然不利益などは被らないようには保護はしていただけるということでよろしいですか。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 はい、そのように考えてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 その点は必ず守っていただければと思います。

先ほど町長の答弁の中にもありましたけど、もう一度改めて、上三川町の職員数についてお尋ねしたいと思います。正規雇用者だけでなく、パート、アルバイトも含めて何人になりますか。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

令和6年11月末現在でございますが、会計年度任用職員を含めまして289人ということでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 そうすると300人を超えていないというふうになるかなと思うんですけど、町長の答弁にもあったように300人以下の場合には設置が努力義務というふうにはなっているのは御存じかと思うんですけど、ほぼほぼ300人というふうに考えていただければいいなと思うんですけど。ただですね、例えば栃木県内のこういった内部通報とか公益通報の窓口、導入している自治体数が平成30年のときが11、去年、令和5年が17というふうになって増えているので、先ほどもお話があったように、設置するというのが前提でのというお話だったんですけど、少しでも早く進めていただきたいなと思います。

あと、もう1点なんですけど、先ほど総務課が窓口というお話があったと思うんですね。そういったものがあるよというのを積極的に職員の方に周知しているようには感じられないんですけど、何か理由というか、周知しないという理由とあってあるんですか。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

特にですね、ハラスメントに関しましては、これは当然、そういったものを設置していますので周知はしてございますが、この公益通報、内部通報に関しては、今まで窓口等もございませんでしたので、特に周知はしていませんでした。ただ、これはこの役場内にいる職員であれば、およそ何事か起これば、これはまず総務課に言うべきだと、相談するべきだと、そういった考えが、我々もずっと長年勤めてきてですね、そういった考えを持ってございましたので、特に周知はしていなかったと。恐らく我々の前にいた総務課の人たちもそのような考えで、周知はしていなかったのではないかというふうに考えてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 今、代々受け継がれてきたようなというお話と、あとは長くいればというような内容だったと思うんですけど、例えば新規で入った、採用された職員であつたりとか、まだ何年間かしか勤めていないような職員の方というのは、なかなかそこまで理解するというのは難しいのかなと。そういったところなので、今回これをきっかけに全職員に周知をしていただくとか、あとはホームページ上で、当然町にはこういった通報の窓口がありますよと、条例違反行為などがあつた場合には通報してくださいねぐらいの周知というか、ホームページ上でのアピールというのをしていただきたいなと思うので、ぜひお願いします。

それでは、内部通報と、あと、公益通報の違いというのがどういったものかというのをお分かりになりますか。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

公益通報とは、労働者が不正な目的でなく勤務先における刑事罰や過料の対象となる不正を通報することでありまして、公益通報を勤務先に対して行うこと、これが内部通報であるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 おおむねそのような内容かなと思います。ただ、内部通報というのは、企業内部の問題を知る労働者から違法行為などに関する情報を早期に入手して、未然防止、早期是正を図る仕組みのことで、法律で定められた用語ではないということなんですね。一方、公益通報というのは、最初にお話ししたように、公益通報者保護法によりその定義が定められているといったところがちょっと違いなのかなとは思いますが。

最後に、この公益通報者保護制度では、地方公共団体、だから上三川町になるかと思うんですけど、事業者として内部の職員などから通報を受け付けること、公益通報者保護法上の権限を有する行政機関として労働者からの通報を受け、必要な調査をし、法令に基づく措置などを行うことの二つの役割を担うそうです。まだ整備されていない、これから整備をしていく上三川町では、こういった公益通報者保護制度の導入に当たって、上三川町における職員などからの内部通報の処理に関する要綱や、上三川町における外部の労働者からの公益通報に関する取扱要綱などを定める、そういった公益通報の処理体制を整備する必要があるのではないかと思います。今後どのような形で整備を進めていくお考えであるのか、ちょっと聞かせてもらってもいいですか。

○議長【稲川 洋君】 副町長。

○副町長【和田裕二君】 ただ今の再質問にお答えいたします。

この公益通報制度については、消費者庁のほうからですね、公益通報保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドラインのようなもの、いわゆるガイドラインが発出されておりますので、そういった中身をですね、十分精査して、私どもの町にですね、こういったものが適当なのか検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 そうすると当然、上三川町にそぐわしいというか、そういったものを制度として導入していくお考えということでよろしいですか。

○議長【稲川 洋君】 副町長。

○副町長【和田裕二君】 おっしゃるとおり、そのようなことで考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 そうすると、あと、当然内部のはそういった形になるかなと思うんですけど、あとは町民の方に対してとか外部から、そういった外部からの公益通報については、公益通報者保護法に関する一般的な質問や相談を受け付ける公益通報相談窓口といったものを設置する必要もあるかと思うし、先ほどの話じゃないですけど、今だったら総務課というお話だったんですけど、当然通報したい事実があるけど、それが公益通報に当たるかどうか分からないとか、どこに通報していいか分からない、そういった公益通報に関する問合せや相談の窓口、そういったものも将来的には設置してもらえるとということでよろしいですか。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

議員おっしゃるようになりますね、その辺、外部からの通報窓口、こちらのほうも一緒に設置してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 それでは、そういったもろもろの窓口とか、そういったものを整備していただいて、なるべく早く設置していただければと思いますので、ぜひお願いいたしたいと思います。

1問目を終わります。

2問目に入ります。

かみスポクラブについてということで、現在、町はかみスポクラブにどのように関わっており、また今後、町はかみスポクラブにどのように関わっていく考えなのかお聞かせください。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 氷室 清君 登壇)

○教育長【氷室 清君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

総合型スポーツクラブについては、平成7年に当時の文部省が幅広い世代の人が各自の興味関心・競技レベルに合わせ、様々なスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブとして創設した制度であり、本町では平成20年度に創設に向けた準備委員会の設立、クラブ運営の中心的人材となるクラブマネージャーを養成する講習会の開催などの準備をはじめ、平成22年2月に「いきいきクラブ上三川」として創設いたしました。

運営に当たっては、文部科学省が作成した「総合型地域スポーツクラブ育成マニュアル」において示された「自主的な運営」、「自主財源を主とする運営」、「クラブとしての理念の共有」の基本認識の下に取り組むことが必要とされていたことから、これらを基本理念に運営を行うことを目指しました。

町の現在の関わりとしては、事業内容充実への協力と活動場所の提供でございます。具体的には上三川町体育施設、都市公園施設の利用料、町立小学校及び中学校施設の使用料2分の1減免、施設予約の優先受付、上三川日産スポーツセンター内の指導員室の無償利用などを行っており、今後もこれらの協力を継続するとともに、運営についての相談等についても引き続き応じてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 総合型地域スポーツクラブというのがかみスポクラブになるかと思うんですけど、こちらの目的というのは、先ほど、今ちょうど答弁の中にもあったかと思うんですね。僕のほうからちょっと言わせてもらおうと、クラブを中心として地域の様々な人との交流が広がり、子供の健全育成や住民の健康、体力の増進、高齢者の生きがいづくりなどの役割も果たしながら、地域の活性化が図られ、生き生きとした活気と魅力にあふれる地域づくりに貢献することというのが総合型地域スポーツクラブの目的というふうに書いてあったんですけど、ただですね、今自主財源、自主運営というお話もありましたし、活動場所の提供ということで、例えば利用料の減免であったりとか、あとは上三川

日産スポーツセンター内の指導員室というか、そこを活動拠点として貸し出しているというお話もあったんですけど、これってかみスポクラブだけじゃなくて、総合型地域スポーツクラブの問題としてあるのが、クラブ運営を担う人材の世代交代とか、それから後継者を確保していくこと、それから指導者の確保、それから財源の確保とかというのがあると思うんですけど、例えばなんですけれど指導者の確保というところで、指導者の方、有償のボランティアというふうに捉えるのか、それとも、何と云っていいのかわからないんですけど、謝金という形で手当を頂いているそうですが、1回当たり大体2時間から3時間の教室で500円だそうです、謝金が。

ちなみに、教育長、栃木県の今の最低賃金って幾らかは御存じですか。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 954円から上がったんですよ。

(「1,004円」の声あり)

○教育長【氷室 清君】 1,004円。すみません。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 最低賃金1,004円に10月の1日からなりました。今お話ししたように、1回2時間から3時間の指導で500円。そういったもので、例えば自主財源、自主運営という言葉の下に指導者を確保しろというのは難しいんじゃないかと思うんですけど、どうお考えになりますか。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

確かに2時間で500円という謝金ですね、これは低いということは分かります。確かに、先ほどからですね、総合型地域クラブのですね、地域スポーツクラブの理念ということは教育長答弁の中でありましたが、確かにクラブの運営って様々なお金がかかるということで、その中でこちらの運営経費につきましては会員の皆様からの会費、そして参加料等でですね、賄っているということも私は存じ上げております。必ずしも上三川町の年会費とかのレベルというのがですね、県内の他のところに比べても安い水準ではないということは理解しております。この事業につきましては、確かに無償ボランティアに頼りっきりでやるのではなく、そうやって指導者とかお金を頂いて、そして地域に還元していくという、そういうサイクルをつくるというのが総合型地域スポーツクラブの理念ということでございます。そういうことを踏まえてですね、なかなか今現状では会員数も減少になっているというようなこととお話も伺っておりますので、受益者負担の考えを運営に反映させるためにもですね、参加者の増加についてですね、我々もできるところで協力していければと考えているところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 こちらにスポーツ庁から出ている「これからの地域スポーツについて考える」という資料があって、この中に、我が国におけるスポーツ実施率の向上を図る必要性というのがあるのは御存じかなと思うんですけど、それで、そこに書いてあるのが運動不足が原因で毎年5万人が死亡しているという現状。それがここにこういうふうに乗っているんですけど。あと、もう一つが国民医

療費の推移ということで、医療費の抑制に向けてスポーツの力で医療費の抑制が可能、そういったことで国家財政にも貢献できるというようなことが資料として載っているんですね。この部分になるんですけど、これって別に国だけじゃなくて、当然町にも落とし込むことができるんじゃないのかなと思うわけで、当然スポーツに参加する人が増えることによって医療費が抑制できて、町の財政にも少しは貢献できるんじゃないかなと。こうやってスポーツ庁が出している資料が国のものですけど、今お話ししたように同じことを町に落とし込むというのはできるのが当然だと思うので、そういったものもちょっと考えていただきたいなど。

あと、以前に国体の開催に合わせて、スポーツ振興で地域おこし協力隊の募集を行った際に、町民一人1スポーツというスローガンを持ってスポーツ推進に取り組んでいますとのことでしたが、当然ですがこのスローガン、今でも変わっていませんか。それとも、国体開催に向けての一過性のものだったのか、その点お聞かせいただいてもよろしいですか。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

生涯学習課で重点目標ということで目標を掲げている中で、スポーツにつきましては町民一人1スポーツの普及ということが、これは掲げられているところでございます。先ほどの篠塚議員のお話とかぶるところがございますが、町民一人1スポーツを推進し、町民の体力づくり、生涯スポーツの普及と競技力の向上を図るためスポーツ施設の効果的活用を進めると。また、町民が健康で明るく暮らせるよう、軽スポーツやニュースポーツを含めた生涯スポーツの活動の更なる推進を図るということで、様々な数値目標を掲げて事業を進めているところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 今数値目標というお話があったんですけど、今お話しした資料に、その後が続くのがスポ・レク祭、それからしらさぎマラソン、この間あったみたいですけど、あと、しらさぎ駅伝など、様々なスポーツイベントを開催しているが、潜在的なスポーツ人口の掘り起こしには効果的につながっていないような状態ですというふうに書かれていたんですね。その状況は、今数値目標というのがあったんですけど、まず改善されたのですか。どうですか。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 ただ今の御質問にお答えします。

イベント等につきましては、総合計画等にもですね、数値目標として掲げておりまして、一例としましては、しらさぎマラソン大会の参加者数につきましては、1,500人という数値目標を掲げているところでございますが、残念ながら、今年度の大会におきましては1,108人ということで、数値目標の達成には至っていないという形になります。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 今一つの例としてしらさぎマラソン大会の数値のことを教えていただいたんですけど、こういった潜在的なスポーツ人口の掘り起こしに対して、こういった地域型の総合スポーツ

クラブというか、かみスポクラブのような総合型地域スポーツクラブがそういった潜在的なスポーツ人口の掘り起こしに最適なコンテンツなんじゃないかなと思うんですけど、どうお考えになりますか。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 ただ今の御質問にお答えします。

総合型スポーツクラブ、これ、一部、教育長答弁と重なるところがございますが、今までのどちらかという我々の世代が若い頃実施していたというのは、スポーツ協会とかも含めてですが、単一種目を実施するところに対して、総合型スポーツクラブというのは多種目、そこに入ると様々な複数の種目を楽しむことができると。そして多世代の交流ができると。レベルに関係なくですね、初心者から上級者までそのスポーツに楽しむことができるというような特徴があり、これがですね、発展すれば確かに議員がおっしゃるとおり、地域での交流が発展するとともに、スポーツに楽しむ人々の人口が増える余地というのはあるかと考えます。

以上になります。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 今ちょうどお話の中に出てきたスポーツ協会、それとあと、かみスポクラブ、スポーツ振興としてはこの二つが町には存在しているかと思うんですけど、前者は主に、単一というお話だったんですけど、競技スポーツ、スポーツ協会のほうは。そうすると、町からって予算も出ているわけですか。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 ただ今の御質問にお答えします。

スポーツ協会につきましては、補助金として年額で245万円の補助金が出ているところになります。以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 そうすると、予算が出ているということなんですけど、かみスポクラブに関しては教育長の答弁の中にもあったように自主運営、自主財源。先ほど、課長の答弁にもありましたけど、受益者負担ということで会費とか参加費というようなところで、本当に低廉な予算で運営を強いられるというのが現状なのは、ここにある定期総会の資料に、当然、生涯学習課の課長と、あと、教育長、お二人は出席されているので、そういったものというのは十分承知されているとは思いますが、いかがですか。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 確かに議員おっしゃるとおりでございますが、スポーツ協会につきましては、こちらは設立の経緯から申し上げますと、町の要請に基づきまして昭和30年に上三川町体育協会として発足しまして、町の要請に応じてですね、各種競技スポーツの振興と、あと、町の大会運営等にですね、立っていただいたという形になります。こちらにつきましてはですね、活動費の補助という形で、補助金につきましては各専門部のですね、活動費の補助に充てていただいておりますが、指導謝礼とかにつきましては出ていないという形で、完全に無償のボランティアとして活動しているという形になっているという形になります。ちょっと答えになっているかどうか分かりませんが、一応そうい

う状況でございます。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 先ほど課長のお話にもあったように、総合型の地域スポーツクラブというのは多種目にわたって行っているというのはおっしゃったとおりで、そういったところから子供からお年寄りまで広く町民を対象に、様々なスポーツ種目を通して人づくりであったり、地域づくりであったり、生きがいをづくりを行うことを目的としているのは御存じかと思うんですけど、ただ、どうしても財源、限られた中でやっているというところで、例えば協力者の不足であったりとか、後継者をなかなか育てられないとか、予算が不足していることによってそういった指導者の育成とかもままならない状況の中というのは御存じだと思うんですね。例えば、他市町の総合型地域スポーツクラブには補助金などが出ているというのは御存じかと思うんですけど、いかがですか。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

他市町でもですね、総合型スポーツクラブに対する補助金、これは必ずしも半数以上あるというわけではないんですが、出ているところがありまして、ただ、およそ大体のところはですね、設立5年目、軌道に乗るまでの間を限定してやるという形で出ております。ただ、例外的にはですね、宇都宮市につきましては、中学校単位でですね、総合型地域スポーツクラブをつくりまして、そちらにつきましてはクラブマネージャー等の配置費用や事業費、これ、事業費は2,000円掛ける会員数、子供とかですね、シニアの会員数という形で、上限額100万円を限度に出しているというような状況でございますが、必ずしも宇都宮市みたいな状況というのが多いわけではないという形でございます。

以上になります。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 何もない中でね、補助金だけをというのはなかなか難しいとは思っているので、ちょっと部活動の地域移行、今現状どうなっているのかというのを教えていただきたいんですけど。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 それでは、部活動の地域移行につきまして御説明申し上げます。

現在ですね、町ではですね、休日の中学校の部活動の地域移行ということで会議を持ちまして、それに合わせて事業を実施しているところでございます。先ほど言いましたとおり休日ということで、土曜、日曜、祝日のクラブ活動について、地域移行をどのようにしていくかということで検討を進めているところでございますが、現在の状況を申し上げますと、実証事業でモデル部活動を選びまして、実際、複数の中学校の部活動が活動していただいているところでございまして、具体的に申し上げますと、陸上部が上三川中学校と明治中学校の陸上部さんが上三川中学校のほうで活動していただきまして、サッカー一部につきましても本郷中、上三川中の部活動の皆様が上三川中学校のほうで、いずれもですね、月1回から2回程度、指導者につきましては両方とも中学校の先生を、こちらを指導者としてですね、私どものほうから委嘱しまして、更に地域のほうからもですね、陸上につきましてはスポーツ協会の陸上専門部から1人、サッカーにつきましては、本郷地区に在住の地域の指導者を1人入っていただきまして、これはなかなか保護者からも考えとかというのいろいろあって、いきなり完全地域移行で試すという

となかなか不安もあるということで、なるべく学校の先生も入っていただきながら緩やかに移行するという形をですね、取るということで、今そういう形で実証事業を進めているという形でございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 ちょっと補足させていただきます。

今部活動の在り方検討会ということで、来月に第6回の最後の会議が行われるところでございます。そこで部活動の地域移行に関する基本方針、これをあらかじめ固めるということになっております。この中では地域移行というよりも地域展開というふうな文言にして、その運営体制の中には、かみスポクラブやスポーツ協会、それからスポーツ推進委員会、こういった方々に協力いただいて、その謝金制度をどういうふうにするかというのを今検討している最中でございます。これが整ってくれば、だんだん先ほど言われましたかみスポクラブの謝金の問題、こういったものもちょっと解消できるのかなというふうには考えておるところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 ちょうど今そういうお話が出たので、今2024年から来年2025年が地域移行の改革集中期間というふうにはなっているのかなとは思いますが、今少しずつ上三川町のほうもそうやって地域移行が進んでいるところというふうには今伺って分かりました。

御存じかもしれないんですけど、長崎県の長与町、スポーツ庁のユーチューブのチャンネルとかにも出ているんですけど、ユーチューブで長与町、例えば「地域移行」とかというふうに検索してもらうと、地域移行に関しての動画が載ってまして、ここは先進的なところで地域移行が進んでいます。ここも本当に上三川町とかなり似ていて、学校数であったりとか、町内に中学校が三つ。休日はやはり部活動が休みだったそうなんですけれど、地域移行で合同で3中学校が部活動を行うことで、参加人数も増え、練習も充実したものになっているそうで、その受皿が総合型地域スポーツクラブ、ここでは長与スポーツクラブと言うそうですが、そこが受皿になっているそうです。そういったのがあったので、ちょっとお話しさせていただきました。

上三川町も、先ほど教育長のお話にもありましたけど、かみスポクラブがそういった地域移行の受皿になれば、ちょうどお話にもあったように謝金のことであったりとか、あと、財源確保、それから後継者とか、当然指導者になるには資格が必要だというのは御存じかと思うんですね。一応僕のほうも調べたんですけど、日本スポーツ協会の競技別指導者資格というのが必要みたいで、ここがコーチ1から4、あとは教師、上級教師というのがあるんですけど、これ、教師って学校の先生かなと思って調べたらそうじゃなかったんですけど。

ちょっと話が行ったり来たりしちゃうんですけど、長与町のほうは指導者124人確保しているそうです。内訳としては、地域というか指導者って呼ばれる方が91人、それから、先ほど課長のお話にもあった教職員の兼用、兼職の方が33人。それは33人は91人の中に含まれています。あと、大学生が33人で、124人を確保しているそうです。

そういったところで、先ほど教育長のお話にもあったように、かみスポクラブも地域移行の受皿の一

つというふうに考えていただけているということによろしいんですかね。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 先ほど教育長答弁でもございましたとおりですね、今、検討委員会のほうにはかみスポクラブも入っております。当然ながらですね、選択肢の一つとしてそのようなことも、こちら、まだ決定事項ではないんですが、そういう選択肢の一つとして考えているということは、会議の中でも先方には伝わっているかと思います。

以上になります。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 何度も言うことになっちゃいますけど、そのかみスポクラブの中には指導者としての資格をお持ちの方も何人かいらっしゃるそうなので、ぜひ前向きに、受皿の一つとして考えていただければと思います。そういうふうになっていくことによって、委託と受託というような形になるかなと思うんですけど、当初お話しした財源確保であったりとか、そういったものも少なからず少しは解消できて、かつ、町のほうからすれば地域移行へスムーズに移すことができれば、それはお互いにとってウィン・ウィンの関係になるんじゃないのかなと思いますので、ぜひ前向きに検討していただいて、実現していただければと思います。

これで僕の一般質問を終わらせていただきます。

○議長【稲川 洋君】 6番・篠塚啓一君の質問が終わりました。

一般質問につきましては、これをもって終わります。

お諮りいたします。

本日、町長から議案第103号「財産の取得について（上三川いきいきプラザ券売機）」が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。

議案第103号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

○議長【稲川 洋君】 追加日程第1、議案第103号「財産の取得について（上三川いきいきプラザ券売機）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第103号「財産の取得について」御説明いたします。

本案件は、上三川いきいきプラザ券売機の老朽化に伴い更新するもので、「地方自治法」並びに「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」に基づき提案するものでございます。

取得しようとする財産の種別及び数量につきましては、タッチパネル式券売機2台でございます。

取得価格は、1,287万円で、契約の相手方は、那須烏山市の株式会社ユーテックでございます。

なお、本年11月28日に物品売買契約を締結いたしております。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑に入るわけですが、質疑の後、本議案についてはお手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託しますので、質疑の内容については努めて基本的な事項としてください。なお、所属する委員会の内容につきましては、委員会において質疑をお願いいたします。

質疑ありませんか。9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 所管が移って、ちょっと聞きたいことがある。

○議長【稲川 洋君】 勝山議員は所管ですよ。

○9番【勝山修輔君】 はい、そうです。

○議長【稲川 洋君】 じゃあ、委員会のほうで質疑をお願いします。よろしいですか。

○9番【勝山修輔君】 分かりました。

○議長【稲川 洋君】 質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長【稲川 洋君】 お諮りいたします。会議規則第46条第1項の規定により、常任委員会に付託しました議案第103号は12月6日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。したがって、議案第103号は12月6日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

○議長【稲川 洋君】 本日はこれで散会といたします。

なお、明日4日は休会とし、5日は午前9時から常任委員会審議を行います。

お疲れさまでした。

午後2時43分 散会